

令和7年第3回大洗町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年9月3日（水曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹	議員	2番	石山淳	議員
3番	関根健輔	議員	4番	小野瀬とき子	議員
5番	櫻井重明	議員	6番	伊藤豊	議員
7番	柴田佑美子	議員	8番	小沼正男	議員
9番	今村和章	議員	10番	勝村勝一	議員
11番	坂本純治	議員	12番	菊地昇悦	議員

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井 豊	副町長	関 清一
教育長	長谷川 馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤 睿	総務課長	清宮和之
税務課長	長谷川 満	住民課長	小沼正人
福祉課長	田山義明	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	小林美弥	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚 学
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	住谷幸泰
教育次長兼学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防長	二階堂 均	会計管理者兼会計課長	本城正幸

事務局職員出席者

事務局長 高柳成人 議会書記 坂田智明

○飯田議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

本日の会議は、インターネット上のライブ配信を行うことと併せ、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願ひいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和7年第3回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 柴田佑美子議員、8番 小沼正男議員を指名いたします。

◎一般質問

○飯田議長 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 小野瀬とき子 議員

○飯田議長 4番 小野瀬とき子議員。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○4番 小野瀬とき子議員 おはようございます。今回は観光地として津波避難時における安全確保の対応はということで質問させていただきます。宜しくお願ひいたします。

9月も入りましたが、猛暑というか、厳しい残暑が続き、夏はいつ終わるんだろうかと思ってます。今日からまたちょっと天気のほうが悪くなり、少しほとんど涼しくなっていくのかなというような感じております。

この夏も、この期間、大洗はたくさんの観光客がお見えになったと思います。そうしたなかで7月30日にカムチャツカ半島付近での地震発生により、日本列島沿岸に津波警報が発令され、避難指示が出されました。我が町大洗は、太平洋の大海上に面しております、津波対策としては、とても重要なことだと考えております。

町としては、いかなる災害においても、町民の安全が第一と考え、通年様々なイベントなどを行う観光地として、来町される方々はもちろんのこと、沿岸地域の事業所等で働く方々も被害に遭わないよう防災に備えていくことが大事だと感じております。

まずそこで、7月30日の津波注意報から警報になり、避難指示となりました。町としての対応をどのように行ったのかお聞かせください。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員のご質問にお答えいたします。

7月30日の町の対応ということでございますが、先ほど議員からもありましたが、当日はですね、朝の8時25分頃ですね、その頃にカムチャツカ半島付近を震源とする地震が発生したところでございます。そしてですね、8時37分に津波注意報が発令されまして、発令と同時にですね、全国瞬時警報システム、一般的にJアラートと言われているものでございますが、こちらが自動で屋外無線と戸別受信機を通して津波注意報が発表されたということで、海岸から離れて避難するようにと呼びかけたところでございます。

Jアラートが自動で起動しまして住民への呼びかけを行った時点で、今回の地震に関しては、大洗町では感じませんでしたので、私どももですね、その時点で津波注意報が発表されたということを認識したところでございます。ですのでですね、すぐに災害対策連絡会議のほうを開きまして、すぐに対応が必要となりましたので、海岸にいる方への避難の呼びかけや海岸への立ち入りの制限をするためのカラーコーンですね——ちょうど画面のほうになりますけれども、このような形でカラーコーンなどを設置しまして立ち入り禁止の掲示のほうを行わせていただきました。

そしてですね、9時40分に津波注意報から津波警報に切り替わりましたので、すぐに災害対策本部を開きまして、大洗小と南小中の避難所を開設すると決定したところでございます。

またですね、当然、今、暑いので冷房がないと厳しい状況でございましたので、学校の担当のほうとですね話をさせていただきまして、学校内を避難所として使用できるようですね、学校のほうと調整をすぐにしていただきまして、学校にご協力をいただいたところでございます。

またですね、要支援者ですね、支援を必要とする方についてはですね、担当が福祉部門になりますけども、支援者名簿がございますので、そのなかでもですね、初めにハザード区域の対象者、およそ10名いるんですけども、その方を優先にですね電話連絡を行って連絡を取ったところでございます。

またですね、避難指示に関してですが、津波警報というのはですね、気象庁の基準としましては、予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下ということになっておりまして、現在、大洗町のほうですね、防潮堤のほうが完成しております。その高さがですね4.5mありますので、理論

的には避難する必要性は少ないんですけども、安全側によった考えをしまして、そのような判断をさせていただきまして、バス通りよりも海側の地域に対して避難指示というものを行わせていただきました。

避難者につきましてはですね、大洗小、南小中で最大ですね、ちょうどお昼頃ですね、12時頃に南小中と大洗小、合わせて約160名の方が避難をしていたところでございます。その後ですね、夕方の5時頃になると10名程度になりました、津波警報が解除された6時30分、その頃には避難者のほうはいなくなりましたので、7時30分をもって避難所を閉鎖させていただいたところでございます。

まだですね、津波注意報のほうは継続されておりましたので、防災担当のほうはですね、交代で役場のほうに残っておりまして、翌日のですね31日の午後4時30分に津波注意報も解除されましたので、そこで災害の体制についても解除したというところでございます。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。やはり実際の地震ではなく、ほかのところの地震があつての津波ということで、やはりJアラートは鳴りましたが、どちらかというとそのJアラートでびっくりしたという、何だ何だという感じであったのかなというのは聞きます。でもやはり、日本はほかのところで大きな地震があつても、こういった形で津波が来るということは、もう想定範囲内という形だと思います。なので、今回はその津波の到達時刻も早かつたりとかして、あと、高さも3m以内という状況でしたが、やはりこれは、やっぱりいつそれよりも高い状況の津波が起こるというのは有り得る状況なので、そういったのは常に考えながら対策を練ってもらう必要があるのかなと思います。でも、今回のこういった避難指示に伴う時系列なところを説明いただきまして、大体お昼ぐらいには皆さん戻ったりとかいう形で、避難所の人たちも少なくなった。で、最終6時半、解除になる時にはゼロだったっていう状況をお聞かせいただきました。そういった形で、町民の皆様も、どちらかというと大丈夫かなっていう気持ちがあったのかなというのは、終わってからなんですけれども感じました。

それではですね、町としての対応を今お伺いしたんですが、一番海、この時期、海水浴期間中ということもあって、多分サンビーチのほうにはたくさんの方がいたかと思います。そのサンビーチ海水浴場での対応のほうもお聞かせください。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

サンビーチ海水浴場につきましては、海水浴場開設期間中ですね、大洗サーフライフセービングクラブのライフセイバーの方に監視を行っていただいているところでございます。

津波注意報が発令されました午前8時37分、まだ海水浴場はオープン前といったところでございます。午前9時のオープンに向かまして、ライフセイバーは既にですね準備を整えて配置されていた状況でございます。サンビーチはですね、当時、比較的来場者は少なかったものですね、いわゆるそのサーフィンなどのマリンスポーツを行う方などですね、約200名の方がおられたというふうに報告を受けているところでございます。

まず、ライフセイバーの方につきましては、先ほど生活環境課長からもございましたが、Jアラートでの情報確認、そういったところで、直ちにですね場内放送、海水浴場内にスピーカーがございます。そちらの放送設備によりまして、海から揚がるように、そして防潮堤まで避難するようにアナウンスをさせていただくとともにですね、また、視覚的に津波フラッグのほうを振りまして伝達するなどですね、大洗町におきます海水浴場津波避難誘導計画に基づきまして来場者の避難誘導を行わせていただいたところでございます。

私どものほうも、このJアラートでの発令を聞いてですね、現地のほうに実際に赴きまして、実際のこの行動を確認したところでございます。

その後ですね、津波警報に切り替わりましたので、直ちにですね場内放送によりまして、海水浴場の閉鎖と、また、県道山側への避難、こういったところをアナウンスさせていただくとともに、一方では、駐車場などに一時的に注意報で退避されていた方もいらっしゃいます。そういった方々につきましても、駐車場からの出庫といったところを、併せてアナウンスをさせていただいたところでございます。最終的に海水浴場内および駐車場内に人や車両等がいなくなったことを確認した後にですね、駐車場のほうを閉鎖させていただいたといったところでございます。以上でございます。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。朝の時間帯ということもあって、比較的まだ海水浴のお客さんは少なかったということを今お聞きしました。それとやはりですね、この期間、ライフセイバー、セービングの方たちがいてくれて、この方たち毎年ね、大洗町のほうのサンビーチを守っていただいていると思います。やはり皆さんも、その方たちも、毎回そういった訓練等はしていただいて、この時期、夏に向けてやっていたいしていると思っております。そのなかで、今、説明のなかでちょっととなかったとは思うんですが、資料のほうで今回ですね、こういう津波避難誘導マップっていうちょっとあの、こちらいただきました。こちらのほうの説明もちょっとお伺いしたいなかなと思うので、宜しくお願ひします。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 再度のご質問にお答えいたします。

今、スライドのほうでお出ししておりますこの避難誘導マップでございますけども、こちらはサンビーチ海水浴場においての避難誘導の目安ということでお示しをしているところでございます。

実際はですね、こちらA4サイズになりますけども、今、駐車場にお越しのお客様につきましては、駐車場入り口においてですね、お客様のほうに津波誘導と併せて様々な海での注意事項等々をお示ししたビラのほうをお配りさせていただいております。そのなかにですね、この避難誘導についてのQRコードのほうも添付させていただきながら、こういったところで情報を公開しているといったところでございます。

また、併せてですね、現地、いわゆるそのサンビーチにおきましても、様々な通路において高台に避難するような案内、サインでありますとか、また、海浜公園内にも適所にですね高台に避難す

るような案内看板のほうも設置しているような状況でございます。以上でございます。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。そのなかでもう一点なんですが、駐車場から出ていただくなつていつた時に、そんなにね、今回渋滞等の発生はなかつたかと思うんですが、やはりそのなかでも、やはりお客様によっては何で出なきやいけないんだ、大丈夫じゃないかっていうような声も駐車場の出る時にですね、その係の方たちに言う方もいたのかなと思うんですが、そういった報告はありましたでしょうか。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 再度のお尋ねでございます。

今回、まず一時的に注意報が発令されました。その後にですね、9時40分でしたかね、津波警報に切り替わったということで、まず来場されているお客様もですね、注意報のなかに、まずその津波といったところを注意深く本人も各自確認をいただいていたと思います。その後に、やはり一段階上の警報といったところになりましたので、私ども、いわゆるそのライフセイバーの方々、また、駐車場の案内の方々からですね、出庫のご案内をさせていただいているところですが、来場されているお客様のほうから何かその、なぜ出なければならないんだというようなことはなくですね、皆さんスムーズに出庫いただいたというふうに報告を受けているところでございます。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。やはりね、あれだけJアラートが町内鳴ったということで、お客様たちもですね、やはり自分たちでいろいろ情報を取ったり、そうしたライフセイバーの方たちからいろいろな説明を受けたりとかして、わかっていて多分出庫していただいたので、そこはよかったですかなと思います。

その後ですね、この道路、先ほどのこの写真のなかでも立ち入り禁止のカラーコーンを設置していただいているが、やはりそういうことわからず現場に来たりとか、そういう方がいたのかなというのと、あと、そういう時の対応、巡回、町のほうでも職員の皆さんのがいろいろ巡回はしてくれているかとは思うんですが、そういうところのトラブル等はなかつたでしょうか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 ご質問にお答えいたします。

巡回のほうですね、基本的に呼びかけとして消防のほうでメインで行っていただいたんですけども、また、警察のほうも歩いていただいておりまして、そのあたりでのトラブルとかそういうものは特に報告のほうは受けていない状況でございます。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。やはりこの海岸のこの沿岸がスムーズに立ち入り禁止ができて、そういうところでトラブルがないっていう状況が今回確認できたのは、すごいいいことかなと思います。

続きまして、この海岸付近、大型の事業所、特に大洗は集客がたくさんできるアクアワールドで

あたり、めんたいパークであったり、シーサイドステーションだったりあります。そのほかにも宮下のところには宿泊施設、大型の宿泊施設等もあります。こういったところに、その対応というか情報提供というか、そういったのを町としてどのように行ったのかもお聞かせください。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 ご質問にお答えいたします。

海岸の観光施設とかに対しての情報提供ということでございますが、それについてはですね、施設に対してもですね、住民と同じような対応ということになっておりますので、屋外防災無線、戸別受信機、ホームページ、LINEでの周知を行ったというところでございます。

またあと、県の防災システムもございますので、そちらのほう、生活環境のほうで打ち込みまして、テレビのほうにも表示されるようにしているというところでございます。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。それでは、こちら、観光協会さん等もやはりこういった観光というかそういういろいろなイベント等の情報を流している観光協会さんの対応とか、そういう連携は何かあったのでしょうか。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、観光協会につきましては、まず各会員の皆様の情報提供、いわゆる今の現在の状況ですね、そういうところをお伝えするとともにですね、情報については、今回、電源喪失がされていないということで、各事業者において把握は適切にされていたんだろうということで、今の置かれているその現状のですね把握、そういうところができる限り観光協会さんのほうも行っていただいたというふうに思っておりまして、私どものほうとしては、まず最終的にですね、事後になってからですね観光協会さんのほうに現状の状況把握ということで、いろいろお尋ねしたところでございます。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。今回はね、そういった電源も喪失されない、されていないという状況だったので、やはり皆さん各自がいろんな情報を取って対応したという形になっていると思います。ありがとうございました。

それでは次にですね、避難所開設についても伺いしたいと思います。

先ほど課長のほうから説明もいただきました大洗小、大洗南小中の体育館の開放ということで開設になりました。

大洗小においては、先ほどの暑さ対策ということもあって、校舎のほうにも対応するということで、やはり体育館では不安だという避難された方は、校舎の中の涼しい所で待機というかしていたという状況があります。私その時、大洗小の体育館のほうに行きました、そのなかでちょっと感じたことがありますので、今回ちょっとお尋ねしたいかなと思います。

やはり大洗小においてもですね、暑さ対策、体育館でスポットクーラー等も配置していただいて、

涼しいところはあるんですが、やはり全体的に暑かったっていうのが印象に残りました。それと、やはり情報が伝わってこない。途中、途中、町内放送も流れているんですが、体育館の中では非常に聞きづらいというのがありました。若い人であれば、スマホとかそういうのを使って、隨時テレビであったり、そういう情報を取るんでしょうけど、やはり避難所、体育館にいた私をはじめ高齢の方たちは、そういうのを使いこなせる、使おうという形ではなく、やはり担当のその現場にいる職員の方から、どうなのっていう、そういう情報っていうのが届くっていうのしか情報の提供はありませんでした。やはりそういうことを考えていくなかで、やはりそういったところ、現場に、今回は時間的にもそんなに長い時間、避難していたわけではありませんが、そのなかでもやはり体育館、暑いことはそうなんですけれども、やっぱり使い勝手が、今回私また感じました。ていうのは、高齢者の方たち、取りあえずそんな長期の時間になるかっていうのがわからなかつたので、現場もパイプ椅子をちょっと場所に、涼しいところにパイプ椅子を5脚ぐらいずつおって、そこで皆さん座っている形がありましたし、あとやはり体育館の中は暑いということで、玄関先の風通しがいいところの場所で座るという形の避難してくれた方もいました。あとやはり、アクアワールドのほうから、アクアワールドの方に乗せられて一旦大洗小の体育館のほうに避難してきましたっていう方も2名ぐらいいました。そういうことを考えると、やはりその体育館、いざこういうふうになった時にどういうふうに避難してきた人が感じたりとか、その使い勝手の不便さがあったりとかっていうのを、本当当日はですね、行った時も担当の職員の方たちや社協の皆さんも、ゆくら健康館、もうすぐ避難ということで移動していらっしゃったので、すごい慌ただしく準備をされるなか受け入れもしているっていう状態のなかの開設になったかなと思います。そのなかでも、やはりそういう避難された方たちが感じたことや、そういう使い勝手の悪さ、特にそのパイプ椅子を長時間、高齢の方ですと2、3時間座っていると、やはり腰が痛くなったり、硬い椅子ですので、座布団ないのとかって、そういう声もありましたし、あとトイレですね。トイレの使い勝手も悪かったりっていうのが現場で初めてわかつたっていうこともあります。そういうのを担当してくれた職員の方たちが、今回こういった経験を踏まえて次どうしていくのかな、いくんだろうなっていうような、そういう振り返りとか問題点とかっていうのを今回あった時にそういうのが持ち帰って、皆さんで何か出たのかどうか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 ご質問にお答えいたします。

今回の避難所の対応ということでございますが、まずですね、今回は先ほども申し上げましたが、大洗小学校と南小中学校の体育館を避難所として開設させていただきまして、学校内の中も使用させていただいたところでございます。

それでですね、まず津波なので、まず高台に逃げるというのが一番大事なところですので、避難に問題があったわけではないかと思いますけども、避難所の対応というところで、議員おっしゃったとおりですね、学校内と体育館と避難所の場所が分散して、受付のほうがちょっと混乱したというような話は聞いております。実際、あとですね、車で避難してきた方に対しての車を止める場所

の誘導とか、そのあたりについても問題があったということを聞いております。

実際ですね、避難所の対応のほうはですね、今、議員おっしゃっていたようにいろいろなことがありますので、その時、何人避難してくるのかとか、どのような体調の人が避難してくるのかとか、そういうことはその時にならないとわかりませんので、実際、経験がものをいうところもあるかと思います。ただ、それを言ってもですね、じゃあ経験がないからいいのかということにはなりませんので、そのあたりはですね、実際、終わってからですね、避難所で対応した者といろいろ話のほうをさせていただきまして、私どものほうでも感じるものもございます。

先ほど、例えば情報がないとか、そういうあたりも、例えば掲示物なんかについても、そこは防災の担当のほうで、あらかじめこういうような情報というのは掲示しなさいよという様式のようなものを作りうるような必要性とかも感じましたし、あと、テレビ・ラジオとかそういうのありませんので、どこまで用意できるかはわかりませんけども、ラジオなんかはすぐに用意できると思いますので、そういうものは用意していこうと思っております。

またですね、学校の先生方も手伝ってくれたりしたんですけども、やはり最初、避難所対応の職員でも、じゃあリーダーが誰なんだとか、そのあたりもちょっと曖昧なところがあったということをございましたので、そのあたりもですね、今後しっかり誰に話したらいいのかというのもわかるように、その辺は工夫はしないといけないなというふうに反省したところでございます。

そのようなことがございますので、今後ですね、普通の、避難訓練も大事なんですけども、例えば役所のなかで会議室で集まって、雑談と言ったら言い過ぎかもしれませんけども、とにかくいろんな話を担当の方とすることによって、こういう時はこういう方法もあるよ、こういう方法もあるよっていうのを、みんなでちょっと打ち合わせというか、そういうのをやっていければなというふうに思っているところでございます。

実際ですね、先ほどもパイプ椅子の話も出ましたけども、実際、備蓄品というものでシートとかそういうものもありますので、そのあたりもですね、今言った話し合いのなかで、ちゃんとこういうのもあるんだよというのも情報提供しながらですね、避難所で、もう何か困ったらばすぐ上に上げてもらって、何か対応できるものは対応しますとか、そういう話もですね、していければいいと思っております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。やはり今回のこと経験し、今までね、毎年のように避難訓練等を行って、職員の方たちもその都度、その都度、いろんなところを考えてやつてくれているんだとは思います。でも、やはりこういった経験した時に問題点や気づき、そういうのをですね、一人一人が自分事として考えていただいて、もし自分が避難した時にどうなんだっていうやはりそこが一番考えていただくのがいいのかなって思います。そうすることによって、やっぱり次に向けてのレベルアップができればなっていうのは感じました。やはりこういった今、課長が答弁していただいたなかにも、今後いろんなところを話し合いながら決めていくっていうことも、すごい大事だと思います。そういったことも踏まえて、また今後の改善点とかそういったものを考

えていくのが大事です。それを取り組んでもらって、それが現場でまたできる、そこを考えるだけではなく、その現場でちゃんとそこができることが一番大事だと思っております。それでは、そういったことを考えてもらいながら、今度じゃあまた同じようななった時、今回、津波避難指示になつたとしても、期間中で特にサンビーチ、海岸はライフセービングの方たちがいました。警察の方もいました。そういった対応がスムーズになつたっていうのは、いいことだったとは思います。しかし、大洗、通年を通して様々なイベントを行います。そういった期間ばかりではなく、通常の閑散期であつたりでも沿岸でイベントをやつたらたくさんの方が来たり、駐車場を使って、駐車場が満杯になつたりします。そういった時にはどういうふうに取り組んでいくのか、今の段階で結構なんですが、何かあればお聞きしたいと思います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 ご質問にお答えいたします。

サンビーチの夏以外ですね、の対応ということかと思いますが、サンビーチもですね、防災無線のほうがございますので、基本的には防災無線での放送、あと、今回と同じようにですね、今回、消防のほうで3台で回つてもらつたんですけども、人が多い場合はですね、もちろんそれだけでは足りない場合もございますので、そこは役場の放送がついている車とか、そのあたりもですね使って、適宜ですね対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 議員のご質問のなかにですね、海水浴場開設期間以外のサンビーチの状況といったところもございますので、一つ答弁をさせていただきたいと思います。

まず、最近の傾向でございますけども、ゴールデンウイーク期間を中心としてですね、いわゆるその潮干狩りなどを楽しまれる方が数多くいらっしゃっております。商工観光課におきましては、このゴールデンウイーク期間中におきまして、迷子対応などを行うことを目的としたとして、ビーチセンターの所にですね、パトロールセンターのほうを設置しているところでございます。近年ですね、このパトロールセンターにつきましても、大洗サーフライフセービングクラブの方にご協力をいただいて運営を行つておりますので、こちらもですね、このゴールデンウイーク期間中においても、有事の際にはですね海水浴期間同様の対応をさせていただくといったところでございます。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。そういうってね、本当にゴールデンウイーク、潮干狩りの時も、本当に夏以上にお客さんが来ている状況が、近年、大洗はあると思います。そういう時に、そういうふうな対応もしていただけるということは、すごい力強いなと感じました。

でも、近々に、今度10月に夜間のイベントもあるかと思います。こういった時の対応というのは、町としてっていうか、特別町がこうしましようということはまだ決めてはいないと思いますが、何かしら対応が考えていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいま議員のほうから夜間のイベントということで、9月27日に行われる海上花火大会のお話だと思います。

まず、海上花火大会におきましても、会場が大洗サンビーチということで、海水浴場と同じエリアになります。今回、花火大会におきましては、会場内に花火のなかでですね、ミュージックスター マインなどを行う関係上ですね、海水浴と同等にですね会場内全てをアナウンスできる放送設備のほうを有してございます。まず、この津波注意報やですね警報等々が発令された場合には、まず一時的にはこのJアラートによる情報のキャッチといったところです。それをいただいた暁にはですね、場内放送を用いまして緊急の避難、そういういたところの誘導態勢をさせていただくといったところでございます。まず、発令されるのが注意報であるのか、また、警報であるのかといったところでは、対応は異なるところではございますけども、まずは情報の伝達ということで場内の放送を用いて避難誘導を行ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。そうですね、やはり今回もたくさんの方が来場されるということもありますので、そちらのほうのね、対応もしっかりと考えていただいて、あとやはりいろんな情報提供もそうなんですけども、先ほど大川課長のほうからもありましたが、やっぱり指揮、指揮を執って、誰が、どこからどういうふうに流れていくのか、そういう指揮系統がはっきりやはりしていくのも大事なかなと思いますので、今後の対応も宜しくお願ひいたします。

次にですね、やはり先ほども答弁いただきましたが、大型施設に対する、との連携ですね。やはり各事業所でのマニュアル等を、ちゃんと訓練をしていただいて作ってあるかと思います。でもやはり、そういうのを町として、やはりたくさんの観光のお客様が来ていただいている以上、そういうことがちゃんと、その事業所によっては県であったり、基のところが大きければ、そういうところの会社がしっかりとそういう指示をしているのかとは思いますが、やはり町としても、そういうふうなマニュアルとか訓練とかをちゃんとやってますかとか、こういったことが気をつけてますかとか、そういうような状況、情報というよりも確認ですね、そういうのもしっかりとやっぱりやっていったほうが、いざこういうことがあります、情報流しただけで、そこはその当事者の事業所に任せます。その時に何かあった場合に、結局どうなのっていうところもありますので、そういう確認というのでしょうか、やっぱりそういうこと、どこまでその各事業者がやっているかというのも把握してもいいのではないかと思いますが、これについてお伺いします。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 ご質問にお答えいたします。

民間施設に関しては、周知に関しては先ほど言ったとおりなんんですけども、議員おっしゃるとおりですね、実際ですね、今回は大きな被害とかもなかったから良かったんですけども、例えば被害がありそうだったりとか、あった場合にですね、周知に関してはこちらから無線とかで言うということでございますけども、やはりそこに例えば人が一杯滞留しているとか、何かその後、対応

が必要だという場合はですね、やはり状況の確認は施設ごとにやはり必要でございますので、そのあたりはですね、しっかりとですね、状況を確認する必要があると思っております。

実際ですね、今回もですね、今後の参考としましてですね、幾つかの施設ではございますけども、対応のほうをお伺いしました。実際ですね、津波注意報の場合は状況ですね、確認しながら海岸に近づかないようにというような対策をとっていたようでございます。またですね、津波警報になりましたらば、どこの施設もですね、営業停止して避難としたというような話で聞いております。アクアワールドとか、あとはターミナルとか、あとマリーナですね。マリーナなんかは陸閘がありますので、あそこも警報鳴った時点で閉めたという話も聞いております。やはりめんたいパークなんかも、今言ったようにですね、注意報では営業は継続していたけども、警報になった時点で営業停止して避難というような対応をとったということでございますので、今後もですね、その辺ちょっとアンテナ高くやっていければと思っております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。結構いろんな情報の提供だったり、周知とか、いろんな仕事が大変かと思いますが、宜しくお願ひいたします。

次にですね、やはりこういった状況のなか、来町される方、多分今回も町のホームページであつたり、そういったところの情報は流していたかと思います。でもやはり、そういったものをわからずに入洗に向かっている人とかも多分いらしたったのかなと思うなか、やはりせっかくですので、町のサイネージの活用はいかがな、できるんじゃないかと思います。もう本当にタイムリーに、今、大洗こういう状態で、海水浴場は入れませんよ、クローズになっていますよっていうのを、ホームページではね、流してはいたかと思うんですが、やはり車に乗ってたりとか、そういったもう出かけている時に、そういったのってなかなかね、探す、見てるっていう人たちも少ないのかなと思いますし、町内の方たちも車で走っていた時に、そういうサイネージ等で見て、あっ今こうなってるっていうのがわかるのも、まず一つの情報ツールとしていいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 再度のご質問にお答えいたします。

反省点等ですね、サイネージ等を使ってはどうかということで議員からおっしゃっていただきましたけども、これおっしゃるとおりだと思いますので、すぐにでもですね、担当のほうと調整して使っていければと思います。実際ですね、津波警報発令中とか、そういうのをずっと掲示していれば、やはりそういうの目につくようすれば、対応も変わってくると思いますので、そのようにしたいと思います。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 ありがとうございます。そうですね、せっかくああやって目立った大洗の各入り口の所にあるサイネージなので、有効活用していただいて、情報の周知をお願いしたいと思います。

続いてなんですが、今回の津波避難指示ということで、ゆっくら館の建屋はすぐにクローズに

なって、各避難所開設のほうに皆さんが出でていただきました。なんですが、そのなか、消防署のほうも拠点というか車両等を町の斎場のほうに移動して行ったという経緯があります。が、そのなかで、大洗、この役場庁舎のほうは、窓口業務等、通常の業務であったっていうふうになってたと思いますが、やはり町民の安全を考えた時に、避難指示が出されてて、沿岸地域の方たちで各避難所のほうに行く方もいるなか、役場庁舎の窓口業務がそのまま継続になっているのは、ちょっとそこは大丈夫なのかなっていうちょっと心配もあったんですけども、これに対してお尋ねしたいと思います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 ご質問にお答えいたします。

なぜですね、避難指示出したのに役場のほう、閉庁しなかったのかということでございますが、役場の場所についてはですね、海拔約3mというところで、役場の窓口の高さについては約4mということになっております。先ほども申し上げましたが、津波警報の高さは最大で3mと。で、防潮堤は4.5mということになっておりますので、理論上は津波警報でも防潮堤で防げるということになっております。またですね、当日、津波の情報ですね、そこは逐一ほかのところもつかんでおりましたので、それでですね、先ほどもですねテレビで避難の情報とか乗せるシステムのことを話させていただきましたけども、それがちょうど役場の2階にあります。で、そのような対応とか、いろいろですね、今回の状況をですね、ちょっと総合的に判断をさせていただきまして、役場の窓口に関してはですね、通常業務を縮小しておりますというようなことはさせていただいたところでございます。

ただですね、議員おっしゃるとおりですね、やはり避難指示を出しておいてですね、役場が開庁しているとですね、大丈夫だろうということで来てしまう方なんかもいるかもしれませんのですね、今後についてはですね、役場を閉庁するなど、どのように対応するのがいいかというのはですね、よく検討して対応していかなければっていうふうに思っております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうですね、今回はやはりそういった情報的に3m以内というか、やはり防潮堤があり、役場の高さからいっても心配ないのかなっていうのはあるんですけど、やはり役場がやっている、窓口業務がやっているっていうことであれば、やはりそういった時、この日じゃないかなっていう方もいて、沿岸を通ってきたりとか、何らかのそういったルートでまたそういう時に問題が起こる可能性もあるということも感じますので、やはりそこは一括してというか、もう決まりは決まりなのでっていう形で閉庁なり、縮小というのではなく、できませんっていうふうな形で周知してもらったほうが、町民の方たちも納得するのではないかなと思いますので、そこも再度考えていただいて対処していただきたいと思います。

今回、本当にすごいこのいい経験になったかなって思います。というのは、やはりそういった、今で思えばそんなにひどい被害がなく終わったという形になりますけど、いざ実際、そうは思っていても、本当に波が来ましたってなった時に、どう行動したらいいんだろうっていうのは、何回も

何回も経験しないとできないっていうのがあると思うので、そこはしっかりとできるように考えて、いっていただくのが大事なのかなと思います。

今回の経験をたくさん、気づきがあったりとか、問題点がわかつたりとかして、次の防災計画において更なるスキルアップにつながっていくのかなと思います。そして、何より、やはり現場対応していただいた職員の方や、私もそうなんですが、一人一人がやはりそこで初めて気づいて、自分事として考えられて、それがいつこういうふうなまた災害が起こるかわからないっていう時に、身近なこと、自分事として考えて行動ができるっていうことが一番大事かなと思います。一番は町民の安全、そこが大事だと思いますが、やはり観光地としてこれだけ通年を通して多く大洗に来町されている方がいます。やはりそういったところを考えると、そこの来町される方々も被害に遭わないように、いろいろなことを配慮して考えて行動できる大洗町であることが一番大事だと思いますので、これからもですね、そういったとこの対応をいろいろ、課だけではなく、全庁の皆さんと考えていただいて、そういった防災計画ができていくのが大事かなと思います。そういったことも踏まえて、最後に町長のほうにお尋ねしたいと思います。宜しくお願ひします。

○飯田議長　國井町長。

○國井町長　小野瀬議員からは、安心・安全なまちづくりの根底となります防災体制の更なる構築、そして観光地として万能な、理想的な体制の再構築について前向きなご質問・ご提言をいただきまして本当にありがとうございます。

全国各地を見渡しますと、場所によりましては、地域によりましては、けが人が出たりとか、更に混乱が起きたりとか、私どもでも関連するところといたしましては、今回の津波の被害によりまして、被害と申しますか津波の状況によりまして、例えば商船三井の船が寄港できなかつたりとか、それによって例えば港湾地区の会社に大きな影響があつたりとか様々な影響ございましたけども、言い方は適當かどうかわかりませんが、幸いにして人の命を毀損したりとか、けが人が出たりとか、様々な物的な被害が出たりとか、そういう報告は今のところなされておりませんので、とても先ほども議員からありますように、ある意味いい避難訓練になったかなと、気づきの多い展開、そして学びの多い、今後しっかりとしろよと、そういうなこの警鐘とも取れるようなそんな展開になったというふうに捉えて、私ども総括をして、先ほど来から議員からお話がありますように、どんな場合にでも対応できるような、安心してできるような、そんな環境づくりに邁進をしてまいりたいと思っております。

一方で、改めてと申しますか、再認識させられましたことは、いかにこの実効性のある避難計画を作ることが困難であるのか、さらには、この実効性のある計画を例えば作成できたとしても、それを実施して、そのとおりにうまく避難誘導したりとか、さらには皆さん方が安心して対応できるような、そんな環境をつくるとかっていうことの難しさっていうのを改めてこの再認識させられたところであります。

反省がないというならば、これはうそになりますて、今、議員からご指摘幾つかご指摘がございましたけども、私ども総括するなかで大きく四つぐらいの課題が浮かび上がったかなと、問題があつ

たかなというふうに思っております。

一つ目としては、今、最後にお話がありましたこの役場の閉庁についてでありますけども、この役場については、今振り返って考えれば、結果オーライではありましたけども、確かにこの津波想定地域、避難地域でありながら、この役所だけが3mであるとか4mであるとかそういう議論は別にして、この役所が機能してゐるっていうことは、機能するというか閉庁しているっていうことは、少し矛盾するというところもございます。結果として考えるならば、今後、同じようなもし事象が発生したならば、当然閉庁するということが必要であるという前提に立って、計画の見直し等を図っていきたい、計画のレベルアップ、ボトムアップというものを図っていきたいと思っております。

ただ、我々の認識としては、やはりこの役所を閉めるということ、決して抵抗感があるわけではありませんけども、やっぱり大事でありますので、もう制度上は閉庁時間も条例等で決められておりますし、平日はもう特に役所は元気で開けるっていう、中心的な存在とまでは言いませんけども、より所となるところでありますので、ここを閉庁するということに対しては、抵抗感というよりは、むしろこの閉庁した時の、このハレーションというものを考えた時に、むしろというか、翻って考えてみると、そういうここを閉庁する前提に立ったいわゆるこのスキームということをしっかりと検証しなかったっていうことを私どもは反省しているところでありますし、例えば一つ考えられることは、役所が閉庁するんだから、これは大事だよということで、むしろこの輪をかけて皆さん方を先導してしまう結果になりやしませんかということ、それから、やっぱり皆さん方の最終的なこれ、災害対策の本部になりますから、そりやあ大津波が来れば当然にして別な場所へこの本部は誘導するということになってはおりますけども、いわゆる津波警報、1mから3mというその想定のなかで、ここを果たしてそういうことで閉めることができなかなっていう、そういうジレンマがあつたところでありますし、今後はそうしたことをためらわずに、よりこのマニュアルどおり、いわゆる裁量を働かせずに、しっかりとこのマニュアルどおりに機械的にやるということの必要性というのも感じましたんで、例えば一つであります、役所の1階は閉庁しますと。しかし、2階でしっかりとこの災害対策にあたりますよと。ですから皆さんご安心くださいと、そういうこのメッセージ発信付きでやるということも必要性があるのかなと。何か、役所閉庁するというと、何かこの役場だけ、本来一番最後に皆さん方の、住民の皆さん方を避難させるなり、安心・安全なしっかりと態勢を確保した上で避難すべきの役所の職員であるとか私も含めて、そういう身分というかそういう職務にあたる人間が、何か先に逃げたような、そういう流言飛語が飛び交わないとも限りませんので、混乱時でありますから。ですから、そういう視点に立って今後はしっかりと対応してまいりたいと思います。

二つ目としては、議員が冒頭ご指摘のありました、この避難所の関係であります。

当然私どもでは精一杯というか、理想的な環境をつくってお迎えするということでありますけども、これは災害計画全般に言えることですが、非常時だよということをまず皆さん方に前提として、何か今のこの時流でいきますと、それは理想的にやっていかなければならない、我々も最大限そうした制度構築をしていかなければなりませんけども、いろいろ見ておりますと、非常時であるけれ

ども、そこで日常になるようにしろというようなことが、非常に求められることが非常に多くなりまして、もうあれも必要、これも必要、もうペットもどうするんだとか、そういう議論にまで深堀をしております。ある意味、このSDGsと申しますか、誰一人取り残さない社会環境とか、一人一人の思いに至ったそういう環境づくりということ、これ大事でありますから、災害時も同じように理想を求めるることは極めて大切なことではありますけども、ある意味この非常時だよということが前提にあって、多少その不都合もありますよという、そういうこともある意味、できること、できないことを、しっかりとここで皆さん方に平常時からお伝えすることも必要なのかなということが私ども考えたところであります。しかし、マニュアルにあるようなところとか、そういうところについても、若干問題点もございましたので、再度見直しをしていくということ、さらには、例えば避難対象地域の皆さん方が、本当に全員の方が私どもが開設した第一中学校、南中学校に全員が避難したら、とてもとてももう、駐車場だけでも賄いきれないような状態になってますので、先ほど担当課長から申し上げましたように、現実には何人来るかわからないなかでの受け入れも、この何人来るかわからないということ自体がもう異常時でありますし、そのこと自体が、もう大きな問題でありますので、そなならないようにいくためにはどうするかって、今、議員とのやり取りを伺っておりまして私考えましたのは、むしろ大洗、小さなコミュニティで人的関係も非常に濃厚でありますので、例えば私は東光台ですから、今回の、勝村議員も同じですけど、避難対象地域でありませんので、むしろ我々の地域で受け入れをするとかしている方々、前にもお話しましたけども、東日本大震災の際には、私の知人が私のうちへ避難したこともありますので、むしろその小学校とか中学校に逃げていただくよりは、もう高台にいらっしゃる知り合いのお宅とか、当然親戚であるとか、子どもさんであるとか、そういうとこに逃げていただくという、そういうスキームを作ることも必要なのかなと、そういうことで完結していただくということも、これありなのかなということも思いましたから、何でかんで避難所を開設してそこでやるっても、本当に対象者全員が避難したら、とてもとてもパンクになると。そういうパンクになるという前提に立って、どこの事業計画というか、その避難計画というか、災害対策も、そういうマニュアルには、どこにもそういうことを書いてありませんので、そういうレギュラーなところはできますけど、異常時、イレギュラーなところについては、記載が無いというところをどうするかということを考えるのが今のこの平常時に与えられた私たちの責務でありますので、そうした地点に立って避難所についてもしっかりとこの開設について考えていくべきだと思っております。

それから、今回につきましては、このいわゆるハザードマップに沿って様々な対応をとりましたけど、これ最大3mですので、私どもの判断ではバス通りより下ということではあります、このバス通りというメッセージ発信が果たして正しかったのかどうかと、新たに来た方々、ここにいる皆さんにはバス通りって言われればわかりますけども、バスを利用されたい方々であるとか、高齢者の方であるとか、むしろ高齢者のほうがわかるかわかりませんけど、新たに来た方々からすれば、バス通りって一体どこなのっていう話になるかと思いますので、そういうこの発信が適切だったのかどうか、そのほか議員からもいろいろこのメッセージ発信に対してありましたので、そういうところも

しっかりと総括をしてみたいと思っております。

そして、対象者であり、対象地域が、バス通りより海側で果たして良かったのかどうかっていうことも考えていかなければなりません。これ、マックスで、今、観光地ということも含めていくと、マックスで言うとどうでしょうか。お祭りに10万人とか15万人来るということになると、人口と合わせて最大で20万の方々が大洗にいらっしゃるというこのマックスの人数での対応、さらには最少ということになりますと、今回は非常に条件も整っております、朝方でありますし、ほとんどの方がもう大洗から町外へ出られている、通勤される方が出られた状況下ですから、おそらく一番少ない人数だったのかなと、1万人切るような人数だったのかなと、それほど多くの観光客がいらしたわけではない時間帯でありますので、そういうところでの対応、そんなことも考えながら対象地域であるとか、対象者であるとか、もう少しこの計画のなかで、しっかりと緻密な計算をしながらそういうことにおいてもしっかりと体制が整備できるような、そういう計画づくりにしっかりと邁進して、どうしたらその計画どおりに事が運んでいくのかということも併せて考えながら進めていきたいというように思っております。

そして、もう一つでありますが、水門の関係が非常に大きく課題となつたなというふうに思っております。水門がでけて、みんなで喜んで、いやあこれ水門で良かつたなと。よく言われるよう、頭いい人、県の職員さんもそうですけど、非常に優秀な方々、もう水門で安心だと。でも実際にどう機能するかということを考えると、そこまで追つていろんなことしてなかつたなど。20分で何かあった時に閉まる。今回も自動で閉まりましたけど、漁に出られている皆さん方が注意報の段階で、機転をきかされて皆さん戻られて、そして水門が、今度は警報に変わって閉まり始ました。20分で閉まりますので、だから、もしちょっと遠いところのいわきの沖辺りで操業されていたら、北茨城沖とかで操業されてたら、とてもとても2、30分で戻れませんので、今回は運良く全員戻れましたが、のことについては、これ漁業組合も私どものほうも、残念ながらいろんなそういうもし水門が下がるにおいてそこに間に合わなかつたらどうすんだとか、その何分で閉まるんだとか、20分ということはわかつていましたけど、のことについて、もし本当に今回のような事象が起きた時に、果たして対応できるのかと、そういう議論すらなかつたというのが極めて大きな反省であります、即今、漁業組合の皆さんと実際に操業されるその水門に關係する皆さんと議論を重ね、そして当然、県のほうも港湾の関係者、そしてまた、防災対策の関係者含めて、どうあるべきなのかなと。もう遠くに操業してたらどこに行くんだという、こういう議論になってきますので、今回は一人もなく、ただ、それでもじゃあ10分も15分も暇があったのかって、そうではなくて、ぎりぎりに戻れられたっていう方々もいらっしゃいますので、でも、そこも裁量を働かせて、あと5分で戻るから待ってくれよって、もしAさんからあった時に、それ待つてしまうと、もしかしたら大惨事になる可能性もあるので、これも機械的にやっていかなければならぬと。ですから、マニュアルどおり、しっかりと機械的に、システムチックに進める部分と、これ災害対策全般にいえることですが、裁量を若干働かせる部分と、そういうものもしっかりとこの縦軸、横軸、しっかりとそういうものも検証しながら前へ進めていきたいというように思っております。

今日は何事もなく、結果オーライではありましたけども、議員ご指摘のように、いつ何時、議員と議論している間にも、もしかしたら地震があつて津波があるかもわからない。さらには、防災のなかで大きな数多くの幾つかの想定の災害もございますので、そういうものもあるかわからない。そして今回は朝一でありましたら良かったんですが、良かったとは言いませんけども、朝一でとても対応しやすい環境にありましたけども、これが深夜だったらどうなんだ、大雨中だったらどうなんだ、それから、お祭りの時だったらどうなんだって、もう数挙げればきりがありませんけども、根底となるところは一緒でありますから、その根底となるような、その根本的なところはしっかりと確立をする。今回その根底となるところに、若干この脆弱性が見えたとか、むしろそこが機能しないというところが私どもで検証できましたので、それはしっかりと対応していきたいと思っています。

そして最後になりますけども、これは私の何分に感想でありますけども、結果として、大山鳴動してネズミ一匹、これは非常にいいことなんですが、津波警報というのは最大にして3m来るということですけども、結果として我が町には70cmであったと。4分の1以下でしたが、こういうことを繰り返して、最悪に備えよということは当然のことですから、私は政府が間違っているとは思いません。今後についても、最悪に備えて、私どもも最悪に備えていくということなんですが、こういうことを繰り返しと、住民の皆さん方からすると、ああまただ、今度Jアラート鳴っても、なんか大丈夫じゃないかって、そういうふうにオオカミ少年的になるところが非常に私ども危惧するところでありますし、そうならないように意識を醸成させるということも常日頃から議員がおっしゃいましたけど、そういう連携を図ることの大切さ、そして、自助・共助・公助ではありますけども、やはり先ほどもありましたように、各事業所もおそらくマニュアルを作られているところ、作られていないところありますから、これは今回、議員からそういうお話をありましたから、広報等においてそういう問い合わせを事業者の皆さん方にていきたいと思います。避難者のなかには、町外にお住まいで、我が町の例えれば金融機関にお勤めの方々、避難されています。おそらくもう金融機関は、そういうマニュアルを作つて機械的にそれを推し進めているという、非常にいい形での災害対応がでておりますので、じゃあ我が町の中小企業であるとか、お店であるとか、店舗であるとか、そういうところが果たしてそういうことができているのかっていうと、非常に懷疑的な部分もありますので、これを契機に、やっぱり行政だけで進めるということは非常に困難でありますから、当然にしてできること、できないこと、もうマニュアルの限界、それから地質上の限界、幾つかそういうこともありますので、そんなことも踏まえた上で、現実的にここまで行政はできるよと、あとは皆さんでと。先ほど避難所のなかでもリーダーが活躍していくということ、活躍していただくということの大切さということを我々学んだというお話をさせていただきましたけど、こんなものも踏まえて全員野球で、それこそ災害時は全員野球ができるような環境、もう今こそ、今こう話しているうちにでも、もうすぐにでも進めなければなりませんので、私どもそうした視点に立つて、今後、より安全な体制づくり、安心・安全なまちづくりにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、もう話散見しましたけども、小野瀬議員の前向きなご提言を得て、私どもも様々な今回も気づきがございましたので、しっかりと対応したいと思います。ありがとうございました。

○飯田議長 4番 小野瀬議員。

○4番 小野瀬とき子議員 町長にはいろいろなご答弁いただきましてありがとうございます。

本当に役場の庁舎に関しては、閉庁というよりも、やはり窓口業務をどうなんだっていうのが一番私が問題だったのかなというのは思いました。でも今、町長のほうからもいろいろなお考えでやつていくということを言っていただいたので、有り難いことだと思います。

そのなかでもやはり情報周知が一番大事なのかなっていうのは感じます。いろんなところを、今こうだよ、こうなってますよっていう情報周知を細かくしていただくのが、一番現場も有り難いかなと思います。これからもですね、このいろいろ大洗、人もたくさん来ますが、まずは町民の安全を第一に考えて、いろんな計画等を進めていっていただきたいと思います。今日はありがとうございます。終わります。

○飯田議長 ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前10時40分を予定いたします。

(午前10時31分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◇ 菊 地 昇 悅 議員

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 日本共産党の菊地です。おととい9月1日は「防災の日」ということでした。

全国各地でこの防災訓練、特に南海トラフなどの自然災害に備えた防災訓練が実施されたということがニュースで伝えられておりました。この防災訓練というのは、正に一度訓練して、何が必要なものがあるのかという、再発見するという、災害対策を充実させるという、そういう大きなテーマがあるわけですね。今日は私の前に小野瀬議員が質問しました。私も津波に関する質問です。一人でやるよりも二人でやったほうが、いろんな課題が見えてくる、深堀できるということになるかと思います。特にこの7月に発生した津波警報に基づいた避難の取組を振り返って、今後何が必要なのかということも課題として出ているのではないか、こういうことで伺います。

そのなかでも今回の避難、何が注目されたのかと言えば、真夏、家の中で外出を控えるようにとういう、こういう呼びかけが行われたなかでの避難でありました。そこでは熱中症対策という新たな課題も浮き彫りになったということがメディアなどでも提起されたわけであります。そういうことが前提としてありますが、まずは3月ですね、町は避難所開設のための訓練やりましたね。これは非常に大事だと思うんですが、これが今回の避難所開設にどう生かされたのか、非常に参考になっ

たのかということをまず伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員のご質問にお答えいたします。

3月の訓練が今回に生かされたのかということでございますが、その時ですね、避難所の開設訓練をやらせていただいたわけですけども、やはり避難所担当の職員が経験を積めて、今回にどの程度生かせたかというところまでは検証はできておりませんけども、それぞれ生かせたのかなとは思っております。

ただですね、やはりその時の避難所、訓練に参加した者が今回の避難所対応にあたったかということ、やはり仕事の関係とかいろいろありますて、そうじゃない部分もございますので、やはり今後は訓練のですね幅も広げてやっていかないといけないなというふうに感じているところでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 それで、その避難対応が終了した後ですね、対策本部の取り組みの検証は終えているのか。先ほどちょっと説明がありましたけども、終えていれば、どのような問題など明らかになっているのか。大きな問題点ですね、それちょっとありましたらお願ひします。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 再度のご質問にお答えいたします。

先日のですね対応の検証ということでございますが、まずはね、要支援者に対して、先ほど小野瀬議員のほうでも少し話させていただきましたけども、その分について話させていただきます。

要支援者の対応ということで、先ほども福祉部門の法で連絡をしていただいたて対応したということがございました。実際ですね、先ほどもハザード区域内の方を優先して連絡させていただいたというのがございます。ただですね、今回は避難行動要支援者名簿に110名の方の登録がございまして、全員の方に連絡のほうをさせていただいたところでございます。ただですね、実際にそのなかで避難した方が3名いました。で、——すいません、そのなかでですね、支援が本当に必要な方で避難をした方が3名いたんですけども、その3名の方が普通の車では移動できなくて、福祉車両ですかね、が必要で移動したという方がいたんですけども、実際にじゃあその方の家の場所を後でちょっと確認しましたらば、今回の津波警報の場合だと、避難しなくてもいいような場所という方もいました。ただ、本人としては心配なので避難したいということだったので、そういうような対応はしたんですけども、今後の対応としましては、避難したい方をですね、無理に避難させないということはどうかとは思いますけども、ただ、体のリスクがあつて、避難させることのリスクと避難することのリスク、その辺はちゃんと考える必要があるのかなと。ですので、福祉のほうの担当にも、そのあたりはよく考えたほうが今後はいいよねというような話なんかも事後の検証としてさせていただきました。

あとですね、熱中症対策というところでございますけども、それに関してはですね、また学校のほうともですね打ち合わせのほうもよくしていかなくてはいけないということもございますし、

先日ですね、大洗高校のほうでですね体育館のほうにスポットクーラーっていうんですかね、大型の、そういうものが入っているっていうのをちょっと聞きましたので、それなども見学のほうをさせていただいて、今後導入できるかどうかかも含めてその辺は検証していきたいと思っております。

あとですね、避難所のほうの対応でも、先ほども少し話させていただきましたけども、やはり非常時なので全てのものを揃えることはできませんけども、やはり足りない物品であったりとか、そういうものもちょっと気づいた点もございましたので、そのあたりのほうはまた今後検証していきたいと思います。

また、実際今年度ですね、うちのほうで避難対応の時に部署、部署があるんですけども、その部長のほうとヒアリングのほうをちょうど今年度行って、一回一通り終わつたんですけども、その後ですね、その下に班がありまして、班のなかでもですね、例えば水道課なんかだったら被害の時でもそれまでの業務とそんなに変わらないんですけども、例えば避難所対応とかだと、普通の業務とまるっきり違う方、違う業務になるというのもありますので、その辺なんかは今後ちょっとですね、打ち合わせ等をよくですねやっていきたいというふうな形で動いていく予定となっております。

一応検証した形で幾つかお話させていただきましたけども、そのような形でやっていければと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 それでですね、2カ所の避難所を開設いたしました。それぞれ何名の態勢で避難所運営を行ったのかということであります、その点をまず伺います。そして、その避難者数を想定して態勢を組んだのかどうか、それも併せて伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 再度のご質問にお答えいたします。

避難所の態勢、何名で対応したのかということでございますが、大洗小の体育館と、結局、学校のほうも使わせていただいたんですけども、そちらのほうは最初の段階で25名程度の職員が行ったような状況となっております。南小中のほうは9名で最初対応しました。その時、落ち着いてからですね、どちらもですね5名程度で対応したということでございます。

大洗小のほうがですね、どちらかというと、いろんな方というか、一般の方とかが避難してきたのが多くて、南小中のほうはですね、恵泉保育園だったりとか、あとはデイサービスの方っていうのが、まとまった形の方がいたので、その方はもう別部屋を用意してやつたので、ある程度そこに職員の方もいましたので、職員のほうで対応したので、大洗小よりも南小中のほうが少ない人数でできたのかなというようなところでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 避難所に指定されたのが体育館ですね。最初、冒頭言いましたけども、今度の避難では、その避難所の空調設備の在り方が大きな課題だというふうに言われた、こういうふうになっておりますが、県の行政トップからも、これは大きな問題点だというようなことを指摘がありました。特に要支援者の方も避難しているということを考えた時に、やはりそれに相応しい環

境づくりというのが求められると思うんですが、行政トップからその問題点指摘されてですね、大洗を名指ししたわけではありませんけども、どういうふうにその空調関係のことについては受け止めたんでしょうか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 再度のご質問にお答えいたします。

ちょっと今の質問の前にですね、先ほど要支援者で避難した方が3名いたと言いましたけども、そこですね、ちょっと漏れたので説明させていただきます。

そこでですね、要支援者の方、3名避難した方は、ひぬま園のほうにですねご協力いただいて、その方についてはそちらのほうに避難させていただきました。

今の避難所の空調の関係でございますけども、県のほうでもですね、確かにですね問題視というか国のほうから言われているのもあるんでしょうけども、そういうのがございまして、県のほうでも市町村歩いて、できれば整備してくれないですかというような話が実際にあったところでございます。ただですね、町としましてもですね、3月議会においてもですね柴田議員のほうから質問があつたかと思うんですけども、そこでもですね、やはり空調設備を設けるとなるとですね、今現在、国でも補助制度とかいろいろ財政負担が少ないようにというような制度はありますけども、そうしましてもですね、やはり町の財政負担は大きいので、今後どのようにするのかというような回答をしたかと思います。

防災担当としましてはですね、もちろんそういうような施設があれば、もちろんそういう施設を使わせていただくというふうになりますので、私どもとしましては、今、町内で空調施設がどこにあって、何人ぐらい入れるのかというのを、ちゃんと把握しておいて、すぐ対応できるようにしておくというのが第一というふうに思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 避難所の在り方としては、先ほど町長も言ってましたけども、例えば津波の場合ですよ、高台の集会所とか個人のうちとかっていう話がありましたが、それもありだと思うんですね。だけども、問題は、それが設置されていないことが問題だと指摘しているんですね。ならば、口で言うんじゃなくてね、実際、設置できるように金を出せというようなことをいってもね、おかしくないと思うんですね。折しも今、県知事選挙の真っ最中で、今ということはなかなか難しいでしようけども。やはり避難所が無いのは、これから避難が無いというわけではありませんのでね、県知事が言っていることを責任持って、国が補助があるとしても、それに上乗せて市町村の分が、負担が生じないような、そういうことも考えていくべきだと、言ったからには責任ある行動をとってもらいたいということを改めて大洗町からも伝えていただきたいなというふうに思います。

それでですね、いろいろと検証の問題がありましたけども、この検証というのはまとめてるんでしょうか。記録としてまとめてるのか、あるいは、こういう会話のなかで検証したと、こういう結果があったというようなことで済んでるのかどうか、ここら辺はどうなっていますか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 再度のご質問にお答えいたします。

検証したものをどのようにまとめているのかということかと思いますが、それはですね、ちゃんと議事録とかそういうもので残したりとか、こういう話があったので、今後こうしたほうがいいんじゃないかというのはまとめております。ただ、そこですね、まだ今いろいろ話聞いてる最中でもございますので、そこは最終的にちゃんとまとめて今後、やはりまとめないと私ども生かせないので、そこはしっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 私も避難所に行きましたね、避難されている方からのお話を伺いました。一つはね、自然災害で避難しているんだけれども、その状況が全くわからないと。今そういう自然災害がどうなっているのかというのがね、わからないということで、テレビがあれば一番いいというような声がありました。それがあるとね、会話ができるんですよね。避難所って、本当にに行けば、みんな楽しくにぎやかに避難しているかというと、決してそうじゃなくてね、なかなか集まっている人が、避難している人が、知らない人が多いということを考えて、非常に静かな状況なんですね。そういうこともあって、テレビというのは非常にその長い避難時間を考えれば、非常にいいんじゃないかと、あつたほうがいいんじゃないかというふうに思います。こういうことも考えてください。

また、スマホの電源があったのかどうか、それでもう一つは、避難してきたんだけども、自分が大丈夫なのか、空き巣が入られてないのかという、そういう心配の声もありました。そういうことが一体今回はどういうふうにされたのか、その辺伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 再度のご質問にお答えいたします。

まず、テレビの話ですけども、テレビのほうはですね、財政的な面もありますので、予算の関係で、どのようにしたらいいのかというのは検討が必要かと思いますけども、長期の避難とかになった場合はですね、やはり本当に必要だと思いますので、その場合はですね、テレビをどこからか例えば拝借というか借りてきて映すようにするとか、その辺は工夫してやっていきたいと思っております。

また、スマホの電源ということでございますが、今回についてはですね、停電等はなかったので、その辺は大丈夫だったのかなと思いますけども、やはり停電した時にですね、東日本大震災の時も、やはりそういう充電でコンセントのタップがないとか、そういうのを見てますので、実際今回その検証してきたなかでもですね、ドラムリールは用意はしてあったんですけども、細かいやっぱりそのコンセント差す口ですかね、それはもうちょっとあってもいいんじゃないかという話がありましたので、それはやはり揃えていきたいなというふうに検証したところでございます。

空き巣問題でございますけども、こちらはですね、今回、災害対策本部のほうにもですね、途中からですけども、警察の方にも入っていただいたので、ちょっとその辺も含めまして、今後ちょっと

と話していければと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 先ほど小野瀬議員の質問にも道路の進入しては駄目だというようなそういう状況とかね、そういうところは見回りをしているというような話ありましたけども、住宅街といいますかね、そういうところも避難した人はどうしたって心配になりますよね。そういうことが町はしっかりと見ているということで安心して避難できるということにもつながるんじゃないかというふうに思います。

これですね、今回の避難は日帰りでよかったですということです。それと避難ということで言えば、原発事故時の避難ということは当然考えなきやいけない。今、長期間にわたった避難の場合は、テレビなんかあったほうがいいんじゃないかというふうに、そう思うというお答えでした。そして、今回はごく一部の、地域で見ればごく一部の方々の避難、しかも避難所の設営も2カ所ということになりました。特にですね、千葉県に避難した場合には、2カ所どころじゃなくて37カ所、避難所を設置するわけですね。37カ所に、自治体をまたいで分散して設置すると、その運営というのは今の職員の体制で十分なのかというふうに思います。先ほど初動の職員の態勢、大洗小学校25名、南小学校9名という、時間が経って5名、5名というふうになった。ですから、25名が必要だというふうに判断したわけですけども、これ、37カ所をやった時に、一体どうなるのかというところが大きな不安であります。ここら辺をどうするのかということが必要だと思うんですよね。これについてはどういうふうに見てますか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

原子力災害時の避難所ということでございますが、原子力災害の時はですね、まずですね避難所というよりもですね、今の計画では30km圏外のほうに、まずは避難していただくのがまず優先だと。その後、避難所に行くわけでございますけども、避難所のほうにも、まずは避難所の例えれば、例えばといいますかその市町村の大きな例えれば体育館みたいなところがございまして、そこに一旦来ていただいて、そこから人数によって避難所を開けていくというような大洗の町の場合はそういう計画になっております。確かにですね、議員おっしゃるとおり、じゃあ本当に職員のその数で足りるのかと、その辺は今後しっかりと検証であったりとかしていかなくちゃいけないと思いますし、実際、県内の、県とかとも話しても、本当に職員これで足りるのかと、まず誰も普通に思うのが足りないんじゃないかというのがありますので、そこはですね、近隣の市町村に手を借りるのか、県とか、あと事業所が応援をするというような話もなってございますので、そこはですね、今後よく検証していきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 非常に難しいですよね、町民が、全員が避難するということを、しかもその態勢づくりというのは、今の職員体制ではもう不可能に近いというふうに思ってもいいんじゃないかなというふうに思うんです。

それとはまた別なんだけども、町内会が今、減少しているということ。町内会の役割、避難する際の町内会の役割だと非常に重要だと思うんですよね。改めて町内会に光を当てると、やはり知ったものの方々が同じ避難所に集まるというのは、本当に心強いわけですね。今、幸い、大洗町は避難所が全て無くなっているわけじゃなくて、まだまだ残ってる。それも流れからすると解散ということにもつながっていく、そういう心配があります。やはり防災という観点から、やはりその町内会を維持する、もう全力挙げて維持するという、こういう方向性に力を尽くすということが今必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

やはり防災、災害の時ですね、地域の力というのは確かに大事かと思います。ただ、時代の流れとしまして、町内会のほうの維持というのは、なかなか難しい地域もございますので、そこはですね、実際今もですね町内会でまとまって防災について話している地区もございますので、そういうところをしっかりと支援しながらやっていきたいと思います。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 この避難について最後ですけども、外国人への配慮、これ例えば今度指定された避難区域に外国人の方が住んでいるとか、あるいは事業所で働いているとか、そういう想定した時に、外国人への配慮というのはどういうふうにされたのか伺います。

○飯田議長 大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

外国人への対応ということでございますが、前にですね、確か柴田議員だったかと思うんですけども、やはりそのような話がございまして、そのなかで、本当にそれだけで足りるのかと言われるとあれなんですけども、コミュニケーションボードというのを用意はしました。ただ、それもですね、今回の反省点でございまして、それを入れてはちゃんと防災担当としてあったんですけども、じゃあそれがちゃんとあるのかどうかっていうのを、行った方が使えるのかどうかとか、その辺は今回反省点もございましたので、コミュニケーションボードばかりじゃないんですけども、外国人対応についてもですね、今後ちょっと考えていくべきだと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 外国人の方々への対応というのは、やっぱり何といっても大切なのは、事業主の方がね、どう受け止めて外国人の命を守るかっていうところに尽きると思うんですね。是非事業主の方々との協力、これをしっかりと進めてもらいたいなというふうに思います。

それでは次の質問に移ります。

通告内容には、排外主義として町はどう受け止めているのかということを掲げております。

参議院選挙では、政治不信を抱いている方、国民層を意識してですね、外国人への嫌悪感、これを助長するような排外主義的な訴えを繰り返していた、それが多様性を否定して、単一的なこういうことを強調するというような、そんな選挙が行われました。ここで一定の政治を築いたわけで

ありますけども、これを見てマスコミのなかでは、日本の政治の地殻変動が印象づけられたというふうに大きなこの動きがあったというふうに見ているようです。

この排外主張ですけども、私は何故この問題を取り上げるかというと、大洗町には外国人が多くの方々が働いているということからしても、軽視してはならないというふうに思ったところであります。特に外国人を優遇されているとかね、こういうことを、そういう言説を振りまいているということがありますけども、それでは現実的にどうなのかということを伺いたいんです。その一つが生活保護の受給に関してであります、生活保護者の3分の1は外国人だ、こんなことをいってますが、これ全国的なものも統計ありますけど、大洗町では一体どういう状況なのか、外国人の受給者数および外国人には特別優遇されるような制度設計になっているのかどうか、この点を伺います。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、現在の外国人の生活保護の受給者数のほうを申し上げます。

現在、大洗町の生活保護の受給者数というのは298名おります。そのうち外国人の方は24名、10世帯というふうになっております。先ほど菊地議員がおっしゃいましたとおり、一部のＳＮＳなどで生活保護の受給者のうち30%、3分の1は外国人だなどの話がありますが、決してそういうことはございません。

現実的にはですね、どのぐらいのパーセンテージなのかといいますと、298名のうちの24名ですので、約8%。よく国のはうで言ってる2.8というのは、世帯数で割り返しておりますので、大洗町のはうで生活保護はですね232世帯、そのうち外国人の世帯は10世帯というふうになりますので、4.3%というふうになります。数字的には4.3というふうになりますが、一部ＳＮＳなどであるような大きな数字ではないことは明らかです。

また、制度のはうで申し上げますと、生活保護法におきましては、あくまで国民が対象であるというふうになっております。そのため、外国人のはうに関しましては、昭和29年の厚生労働省の通知におきまして、生活に困窮している外国人の取扱いにつきましては、日本人と同様に生活保護に準じた取扱いで行うべきと、行いなさいというふうになりますので、あくまで生活保護ではなく、その通知に基づいて対応していると、そういう状況であります。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 それで、国民健康保険、住民課の課長に伺いますが、この国民健康保険では医療費増額させているのは外国人だという、こんな言い方をされているわけでありますが、町内の国保加入者の外国人の人数、そして保険料の収納状況、また、医療費増大は外国人のせいなのかという、そういうふうな判断をしているのか伺います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 菊地議員のご質問にお答えいたします。

令和7年4月のですね国民健康保険の加入者総数は3,841名で、そのうち外国人の加入者数は350名

となっております。こちらですね、外国人の占める割合といたしましては9.1%となっております。主な国籍別で見ますと、インドネシアが121名、ベトナムが47名、ネパールが44名、中国が38名となっております。年齢層で言いますと、19歳未満が46名、20歳以上39歳未満は203名、40歳以上64歳未満が84名、65歳以上が17名となっておりまして、39歳未満の占める割合が71%と、比較的若い外国人の方が加入しております。

続きましてですね、医療費のほうですが、国民健康保険の令和6年3月から令和7年2月の診療分の件数を見ますと、全件数では5万6,789件で、そのうち外国人の件数は1,301件となっており、外国人の占める割合は2.3%となっております。医療費で見ますと、総額は約13億でございまして、そのうち外国人の医療費は約1,600万となっており、外国人の占める割合は1.2%となっております。以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 いろいろと言説が広がっているわけですけども、実態はそうじゃないということがね、大洗に限っての数字ですけども、これはどこの市町村も大体同じじゃないかというふうに思うんですが。

それでもう一点はね、農業・水産加工業で働く外国人は非常に多い。大洗への経済的貢献、こういうの非常に大きいと思うんですよね。どんな状況なのか伺います。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町のですね外国人の就労の状況でございますけれども、町として把握、そして公表できるデータは今のところございません。ただしこれで、国のほう、厚生労働省におきましては、昨年の外国人の労働者のほうの数をですね公表しているところでございます。その内容でございますけども、全ての産業で増加しております、昨年度はですね約230万人を超えて過去最多ということで更新したということの公表をしておるところでございます。

そういうなかでですね、大洗町に在留している外国人の今年のですね4月1日現在における状況でございますけれども、合計で1,146名、町の人口の約7.5%を占めているところでございます。そして、外国人の出身の国でございますけども、インドネシアのですね532人を筆頭に、ベトナム29人、フィリピン94人、中国68人、ミャンマー57人と続きまして、東南アジアと中国で1,094人ということで、約95%を占めているという状況でございます。

そういうなかで改めて農業の分野でございますけども、大洗町の農業の中核を担う認定農業者、町内の認定農業者約40名ほどおるところでございますけども、その半数以上がですね、農家の方がですね、ベトナム、そしてインドネシア、ミャンマー、カンボジアからのですね技能実習生を雇用いたしまして、農業の経営を進めているところでございます。

そういうなかで農業の経営におきまして、外国人の就労、そして雇用の状況につきましては、農家の高齢化に伴います後継者不足というなかでですね、労働者の不足を補うための外国人の人材の活用が進んでいるという状況でございます。

加えてですね、水産加工業についてでございますけども、皆さん御存じのとおり、昭和の以前はですね、日本人の女性を中心といたしましたパートの方が大半でございました。ただし、今、高齢化、そして労働環境の厳しさによりまして、従業員の確保が難しくなってきたなかで、外国人の技能実習制度を活用いたしまして現在外国人の労働力の受け入れが進められているところでございます。

そういうなかで、先ほど申しましたとおり、水産業を含めまして本町における外国人の就労状況につきましては、町として公表できるデータはございませんが、議員御存じのとおり、インドネシアをはじめといたしまして東南アジアを中心といたしました技能実習生を雇用いたしまして、大洗町の基幹産業でございます水産加工業の経営の安定化が図られているというところを認識しているところでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 基幹的な産業、農業、水産加工、ここで外国人の労働力がいかに重要かというの、お話を伺って感じたところであります。

そこで、今度、まちづくり推進課長に伺うんですが、町の第六次総合計画で「みんなでつくるまちづくりの推進」のそういう政策を掲げています。目指す姿としては、多様性を尊重し、地域住民とともに考え、連携するまちづくりとなっているわけでありますが、この総合計画を策定する時期には、多文化共生社会という、そういうことは強調されていなかったと思うんですね。思うんですが、そこをあえて多様性の尊重という、こういうことを大きな目標として掲げたと。非常に意味があることだと思ってるんですが、どのような当時背景があつて、施策として定められたのかということを伺います。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 菊地議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この多様性を盛り込んだきっかけというご質問でございますけれども、この第六次大洗町総合計画に多様性の理念を取り入れた契機といたしましては、これはもう多くの方々が理解をしているように、この多様性、このもの自体が既に世界的な潮流となっている。また、この現状を踏まえれば、当然ながらこの六次総合計画よりも前の段階で、きちんとこの多様性について掲げるべきところでありましたけれども、改めて今回の計画を策定にあたって、明確に位置付けたところでございます。

これまで今回的一般質問で外国住民についていろいろご質問をいただきましたけれども、この大洗町においては外国人住民との共生というのは、以前から当たり前のように進んできたと、そのように私は認識しております。ただ、この近年においては、それぞれの価値観であつたりとか、ライフスタイルが多様化していること、そして海外にルーツを持つ方々が増えている。また、少子高齢化の進行といったこの構造的な問題、こういった社会状況の変化が一層顕著になっているということになっております。

また、こうしたこの変化に的確に対応しながら、将来都市像である「幸せ無限大 不幸ゼロのまち 大洗」これを実現していくためには、この全ての町民が違いに尊重をし、誰もが安心して暮ら

せるまちづくりを進めることができます。それこそが多様性を尊重するまちづくりの根幹となると、そのように考えて今回の総合計画にも明確に位置付けたところでございます。

また、この考え方でございますけれども、SDGsの「誰一人残さない社会」という理念とも整合しておりますので、多様性を尊重する姿勢を改めて総合計画のなかで明確にさせていただきました。

今後もですね、町民一人一人が安心して暮らして活躍できる、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 地域での共生ということで、先ほど休憩時間ですけども、坂本議員から、今年の八朔まつりでね、どこだったっけ、どっかの外国の——インドネシアの方々がたくさん集まって自分たちで楽しんでいた、そういう場をつくっていたということがありました。また、農家の方のところに行きますとね、外国人のほうから挨拶してくれるという、これ、当たり前のようにそういうような状況があります。町内でもそうですね、加工屋さんに働いている方がすれ違った際にはね、こんにちはとかね、こんばんはとか、そういう挨拶をかけて地域とのこういう交流といいますかね、大事にしているというのがよく伝わってきております。

そこでですね、参議院選挙が終わって間もない7月23・24日、全国の知事会が青森県内で開催されました。知事会が青森県内で開催されまして、青森宣言というアピール文を発表しているんです。47人の全ての知事が自信を持った宣言だそうですが、このなかで強く主張しているのが排他主義、排外主義を否定する、多文化共生社会を目指す、こういうふうに強調して、国はそのために責任を持って取り組むよう強く要請する、こういうふうになっております。こういう主張に対して、外国人が多く働く大洗町としては、共感できるような宣言ではないかなというふうに思いますが、これ、知事会のアピール読んでおられたら、どういうふうに受け止めているのか伺います。

もう一つはですね、この大洗町、茨城町、鉾田市、例えばこの周辺で、農業地帯です。そこで働く外国人が非常に多いという、こういうこと、そしてそういう外国人の力によって農業基盤が支えられている、そんな状況であります。こういうことを考えた時に、県知事会が国に対してそういう要望しているということを考えた時に、市町村としてもね、やっぱり直接市町村のなかにいるわけですから、改めてこういう形でね国に訴えるということがあつてもいいんじゃないかと思いますが、この辺、町長ですよ、町長どう考えますか。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 もう菊地議員と私も同感であります、むしろそうしたことを更に推進していくべきなのがこの大洗町であろうというふうに思っております。

先ほど来からのやり取りのなかにもありましたように、この自然な形で我が町、スタートは水産加工業の皆様方がそれぞれ外国人の皆さん方を雇用したことに始まる、いわゆる国際化の進展でありますけども、その後、非常にその許容度の高い皆様方、いわゆる住民の皆様方によって、しっかりと連綿と様々なかの国際社会にも誇れるような、そんな地域社会を構築してまいりましたので、

議員言われるような提言に基づいて私どももしっかりとした対応を進めてまいりたいというように思っております。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 是非お願ひします。

教育委員会にちょっと質問してませんけども、別にお答えしなくてもいいんですけども、改めて、これは教育委員会の取り組みについても大きな関わりがあるなと思っておりますので、参考の参考として聞いてください。

今、大洗町は小学校、中学校、英語教育にすごい力入れてる。これは、正に世界に向けて飛び立つような人材を育てようという、あるいは、世界と会話できるような人材になってほしいという、こういうことを目指しているわけだと思います。英語を学びながらということで。そういうなかで、この日本人ファーストとかね、あるいは排外主張、こういうものは相応しくないんじゃないかと思うんですよ。子どもたちをそういう環境のなかで育てていく、世界に飛び立とうという教育を目指しているのにね、そういう在り方はどうなのかなというふうに思うんです。ですから、多様性を尊重する、こういう教育環境の整備、これを強く要望しておきます。質問してませんので。

また、最後になりますけども、9月1日「防災の日」と冒頭言いました。これは関東大震災の教訓を生かすということで制定されたわけですね。関東大震災では、10万人を超える方が、市民が犠牲になったわけでありますが、そのほかに何があったのかというと、朝鮮人、中国人が集団虐殺されたと、こういう暗い記録もありますよね。これがなかなか今この、その時期になっても表に出てこなくなっちゃっているというのがありますけども、こういう正にこの排外主義、中国人けしからん、朝鮮人けしからんという、その排外主義的な考え方がある、どんな結果を生み出すかというのが、この防災の日にあたって改めて私は考えるんですよね、いつも考えています。歴史から学ぶことも大事だということを改めて訴えて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○飯田議長 菊地議員、そのままでいいません、そこですいません。

生活環境課長より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。大川生活環境課長。

○大川生活環境課長 先ほどですね、菊地議員の質問のなかで、避難所の初動態勢で大洗小のほう25名と申したんですけども、17名ということで訂正させていただければと思います。失礼しました。

○飯田議長 ただいまの発言のとおりでありますので、ご了承願います。

ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前11時35分を予定いたします。

(午前11時25分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

◇ 柴 田 佑美子 議員

○飯田議長 7番 柴田佑美子議員。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○7番 柴田佑美子議員 7番、公明党の柴田佑美子でございます。今回は、子どもの環境、育児環境について、また、町民の健康の取り組みについて、二つの質問をさせていただきます。

まず初めに、「子ども誰でも通園制度」について質問させていただきます。

子ども誰でも通園制度は、令和8年4月より全国展開されることになってますが、本町における体制整備についてお伺いいたします。

子ども誰でも通園制度は、少子化の一環として保育所、幼稚園に通っていないお子さんを対象に、保護者の就労の有無に関わらず預けることができる新たな制度であります。本制度では、どこにも通っていないお子さんが同世代の子どもと関わりを持つ機会を得て、子どもの発達を促すことや親の育児負担の軽減、孤立感の解消につなげることを大きな目標としており、就労要件を問わず全ての子どもが保育所等で過ごす機会を保証されることは、従来の保育における大きな転換点となると言われております。

ここで、具体的に詳しい説明をお願いいたします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

令和5年12月に閣議決定をされましたこども未来戦略の加速化プランに盛り込まれておりました「子ども誰でも通園制度」が令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化をされまして、令和8年4月からになりますけれども、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としまして全国の自治体において実施をされることになっております。

このこども誰でも通園制度につきましては、月一定時間までの利用可能枠のなかで保護者の就労要件を問わず、時間単位で利用できる新たな通園給付として制度化をされたものでございます。

令和4年度末に新規事業としまして、出産・子育て応援交付金、こちらの交付と併せて伴走型相談支援事業が開始をされたところでございますけれども、その検討の際に、ほぼ全員が幼稚園若しくは保育園に通園をしている3歳児以降のお子さんに比べまして、0歳から2歳のお子さんに関しまして、また、その保護者につきまして、日々通う場がないなど利用できる子育て支援に限りがあるのではないかというような国ほうでの調査結果が出されたということがございました。そういったことを踏まえまして、子育て家庭の孤立を防ぐという観点から制度化が進められたものというふうに伺っております。

また、本町としましても、今期定例会に、こども誰でも通園制度の実施にあたりましての認可基準の条例のほうを上程をさせていただいたところでございますけれども、来年の4月からの事業開始に向けて、一つ一つ準備のほうを進めているところでございます。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。それでは、この制度の狙い、前段で少しだけお話

させていただきましたけれども、制度の狙いや期待される効果は、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 柴田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

こども誰でも通園制度の目的や意義につきまして、その主なものとしまして大きく3点挙げさせていただきますと、まず一つ目としまして、子どもが家庭とは異なる環境で経験がいろいろできるということございます。そのなかで家族以外の人と関わる機会を設けていくということが一つの狙いということになってございます。

また、二つ目としまして、孤立感や不安感を抱える保護者の負担軽減ということが挙げられてございます。

更に三つ目としまして、保育施設の保育士などから子どもの良い点や成長を伝えられることで、子どもと保護者の関係性にも良い効果をもたらすことが期待されるなどといった点が挙げられてございます。

近年、核家族化の進展に伴いまして、親以外の大人と接する機会が減っていることが、子どもの育ちに影響を与えていたといわれているところでございます。そのため、このこども誰でも通園制度につきましては、単なるスポット的な保育ニーズに応えるというためのものということではなく、子どもの育ちに社会の様々な人が関わって、社会全体で子どもを支える仕組みづくりの一助となるという子ども基本法の理念に基づいたものとなっておりまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備していくことが期待されているものでございます。

また、依然としまして都市部などでは待機児童の問題が解消されていないなど、課題も多く残っていることなどが挙げられております。新たな保育事業を新設をすることで、お子さんを預ける先の選択肢を増やすということで、待機児童問題の解消のための取り組みの一助としたいという狙いもあると考えられるところでございます。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。都市部では待機児童問題があるというお話をありましたけれども、町として現在50名程度の出生数で推移するなか、この制度の対象者数はどれくらいになるのか、担当課では見込んでいるのでしょうか、伺います。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まず、大洗町の0歳から2歳までの人口につきましては、令和7年4月1日現在の住民基本台帳の数字としまして、0歳児が49名、1歳児が64名、2歳児が47名ということになっておりまして、3未満の乳幼児の人口の合計数としましては160名ということになってございます。このうち、まだどの保育施設にも入所していないお子さんにつきましては、0歳児が41名、1歳児になりますとぐっと少なくなりまして15名、2歳児は10名というふうになってございます。

こども誰でも通園制度の利用対象となりますのは、0歳児につきましては、0歳6ヶ月以降という

ことになりますので、0歳児につきましては、この先ほどの人数の2分の1が該当するということで試算しますと、およそ20名。また、先ほど申し上げましたように、1歳児が15名、2歳児が10名ということで、合計45名、こちらの方が該当するというふうに推計をしております。こちらにつきましては、3歳児未満の人口のおよそ28%という数字になってございます。これを逆から見ますと、大洗町では3歳未満のお子さんも、およそ72%の方が既に保育施設等に通園をしているということになりますので、未就園児の比率は大変低いということでございます。先ほど申し上げました国のほうでの3歳未満児とその保護者に対する子育て支援が不十分であるというような結果とは、大洗町としては状況がだいぶ異なっているということが見て取れるのかなというふうに考えておるところでございます。

また、大洗町におけるこども誰でも通園制度の利用の見込み者数でございますけれども、令和6年度に県内の全市町村を対象としました調査がありまして、その結果、本町におきまして必要定員数として確保すべき人数の見込みとしましては、4、5名程度という結果が出されておるところでございます。

また、今後5カ年間の本町の子育て支援の必要量等を推計をしました第3期大洗町子ども・子育て支援事業計画でのこども誰でも通園制度の利用見込み者数を見ましても、令和8年度の必要定員数で6名と、ほぼ同数の推計がなされているところでございます。

本町では未就園のお子さんをお持ちの保護者の方が利用できる場としまして、民間保育園のほうで実施をされております地域子育て支援拠点事業でありますとか、親子ふれあいセンター「きらきら」というような施設もございます。そういうところを利用されている方も現在いらっしゃるということもありますので、国のいう3歳未満児のお子さんをお持ちの保護者の方が孤立しがちであるというところは、状況がだいぶ異なってまいりますので、それに伴いましてこのこども誰でも通園制度の必要数というところも、それほど多くはないのかなというふうに見ているところでございます。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。具体的な数字を示していただきました。

それでは、これまで短期的に保育を必要とする場合に利用できる一時保育事業という事業がありました。この事業と、どのような違いがあるのかご説明願います。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員の再度のご質問にお答えをいたします。

現行の保育事業のなかにも、こども誰でも通園制度に類似した事業としまして、今、議員からもお話がありましたように、一時保育事業、一時預かり事業というものがございます。こちらにつきましては、保育者が急な病気でありますとか、冠婚葬祭などで突然的な用事があって家庭での保育が難しくなった時に利用できるというものでございまして、保護者の立場からの必要性に応えるものであるというところが大きなところなのかなと思いますけれども、今度のこども誰でも通園制度につきましては、保護者のために保育施設へということではなく、家庭にいるだけでは得られない

様々な経験を通じて、お子さんが成長を感じていく、そういったところの子どもの育ちを応援することが大きな目的となっているというところが相違点なのかなというふうに捉えているところでございます。

こちらはこども誰でも通園制度の趣旨が、普段は保育施設を利用していないお子さんを含めて、全ての子どもの育ちを応援し、全ての家庭に対する支援を強化するという基本理念を反映するものになっているためというふうに捉えているところでございます。

そういったことからも、こども誰でも通園制度と一時預かり事業、一時保育事業とは、内容的にも類似性はあるものの、また異なった事業であるというふうに言えますので、こども誰でも通園制度の開始後も、一時預かり事業、一時保育事業は継続をされまして、お互いの性質の違いを総合に補完し合いながら、利用者の保育ニーズに応えるために事業を展開していくということになってございます。

いずれにしましても、どちらの制度も子どもファーストであるべき点には違いがございません。スポット的にお預かりをするお子さんにつきましても、通常お預かりしている他園児との間で提供する保育の質に差が生じないように配慮をしなければならないのは当然のことであります。この事業を進める上では、利用する側の視点に立ちまして、きちんと受け入れができるような体制を整えていくことが重要となってまいりますので、担い手となる保育士の確保にも注意を払いながら、しっかりと対応してまいりたいと思います。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。今後、町の体制が整備されていくスケジュールになっていくと思います。各園への周知を行う上で注意すべき点などございましたらお伺いいたします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 再度のご質問にお答えをいたします。

今後、例規の整備などと併せて町内の各保育施設に対して、制度につきまして詳細な説明を行わせていただきまして、その後に実施をしていただく園のほうを決定をしていただくことになってございます。

お子様をお受けする保育施設側にとりましては、こども誰でも通園制度を実施することは、通常の保育を実施をしている上で、更に新しいお子様をお受けするということもございますので、その点を負担に感じる点がもしかしたらあるかもしれません。そういった不安に対しまして、本町では、こども誰でも通園制度を実施にあたりましては、余裕活用型乳児等保育通園支援事業ということで事業を行っていくため、定員の空き状況のなかで対応していただくことになってまいりますので、クラスの保育士さんへの負担を抑えながら事業に取り組んでいただくことが可能であるということを丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

保育施設側で最もやはり心配されるのは、利用する方のお子様にアレルギーがあるのかどうかとか、また、健康上、配慮すべき点があるのかどうかといった点、そういったところが挙げられるの

かなといいます。そのため、利用に際しましては、事前に施設側と利用希望者との間で面談を行うなど、危険を回避して安心・安全にお子さんをお預かるできるような対応を図っていくことになります。

こども課としましても、地域の子どもの育ちを支える視点から、関係者と連携をしまして、こども誰でも通園制度の実施をできるような体制を整備することが求められていると考えております。例規の整備などの事務処理上の考察だけでは、なかなか見えてこない課題もあると考えておりますので、事業開始までには実施していただく保育施設の間で情報交換を重ねながら、共通理解を持って取り組みを進めたいと考えております。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。今後進める上で、丁寧にやり取りをしていただきながら、確実に利用者が利用できることが大事かと思います。

先ほどの説明のなかで、大洗町として想定している利用者は4、5名程度であるというご答弁がありました。町では、この事業をどのように展開していかれるのでしょうか。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 再度のご質問にお答えをいたします。

議員からご指摘がありました本町でのこども誰でも通園制度の利用見込み者数でございますけれども、先ほどご説明をさせていただきましたように、大洗町では保育を日常的に希望される方につきましては、大部分の皆さんが保育園を利用されているということが可能な状況にありますので、待機児童もございません。

そういったなかで第3期大洗町子ども・子育て支援事業計画からも、今後も保育の全体的な事業量としての需要と供給のバランスは保たれたまま推移をしていくということが見て取れるような状況でございます。そのため、こども誰でも通園制度のニーズを賄うためには、全ての保育施設にご対応をいただく必要はなく、最低でも1施設を確保した上で事業開始できる体制を整えてまいりたいと考えております。万が一、こども誰でも通園制度が実施をされた後に利用希望者が予定をしていた人数を大きく上回るような事態が発生をした時には、柔軟な対応が図れるように各保育施設の園長先生方と協議をさせていただきながら、事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

また、事業の開始に先立ちまして、町のホームページでありますとか広報紙、また、町のSNS等を活用しまして、若い世代が情報を受け取りやすいように配慮をしながら情報発信をしていくことが求められているのかなというふうに感じておるところでございます。今後、事業開始までに、まだ、12月を目途に確認基準が国から示されるということもございますので、そういったものを持ちまして、本町の確認基準の条例によって定めることも必要となりますので、引き続き準備をしていかなければならない点が数多く残されておる状況でございます。今後もスケジュールに注意をしながら、一つ一つ丁寧に対応しながら、来年4月には遅滞なく事業が開始できるよう、準備を進めてまいります。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございました。本町では1施設を確保し、その体制整備を整えていくというご答弁をいただきました。この制度の効果については、子どもの育ちに様々な人が関わり、社会全体で子どもを支える仕組みづくりの一助となる制度であります。利用したいと思う全ての方が利用できる周知と環境整備を要望し、次の質問に入らせていただきます。

画面のほうをご覧ください。若い世代の生涯にわたる健康を目指すプレコンセプションケアについて質問させていただきます。

プレコンセプションケアは、元来、周産期死亡率の低下や新生児予後の改善を目的とした健康な妊娠・出産を目指す妊娠前のケアという概念でありましたが、現在はそれにとどまらず、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健康な状態であるための取り組みとして、性別を問わず適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康管理を行うとの概念になります。プレコンセプションケアの概念を理解し、知識を得て実践につなげることで今後の健康、将来の健康、そして未来の家族の健康が、より良いものになることは、仕事、出産や子育て等、自身の可能性を広げることにつながるといわれております。2012年には、WHO世界保健機構で定義されております。国内では近年の女性の低栄養や働く女性の健康問題、不妊治療や低出生体重児の増加などにより、プレコンセプションケアの必要性が注目され、第五次男女共同参画基本計画の第7分野、学童・思春期の項目でプレコンセプションケアが掲載されました。本年5月、プレコンセプションケア推進5カ年計画が作成されております。ここで、日本産科学会の、こちら出しているデータなんですけれども、このプレコンセプションケアということが何故必要なのかということが、いろいろな方面で出されているんですけれども、例えば母子死亡率・周産期死亡率というのは、これ日本はとても低い状況に今までありました。このために世界と比べると、海外と比べると、このプレコンセプションケアに取り組むそういうことが遅れているといわれています。プレコンセプションケアに関する日本の現状なんですけれども、特に今、前段で申し上げましたが、現在、2019年の厚労省のデータで、低出生体重児の出生率が9.4%ということで、とても徐々に上がっている状況にあります。その原因として、女性の20代の痩せということがいわれております。そして、以前にもヒブワクチン接種のことについては何度か私、質問をさせていただいておりますけれども、子宮頸がんの予防のためのワクチン接種が海外に比較しますと大変低い状況になっております。そしてまた、20代の子宮頸がん健診の受診率も26.5%ということで、大変低い状況になっております。この「プレコンセプションケア」という言葉は、まだなかなか浸透していない状況ではないかと思います。このプレコンセプションケアの認知度については、20代では1割程度といわれています。ここが大変問題だと感じております。

これらの現状を踏まえて質問させていただきます。町として、このプレコンセプションケアの必要性をどのように認識しておられるのか伺いいたします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員のご質問にお答えをいたします。

プレコンセプションケアの「プレ」、こちらは「○○の前の」という意味になってございます。

また、「コンセプション」、こちらが妊娠であったり受胎というものを意味するということになってございます。

妊娠・出産につきましては、多くの場合、産婦人科医でありますとか、行政が介入できる時期としましては、妊娠が確認をできた時点からということになってございますけれども、その時点で妊婦さんに、先ほど議員からもお話がありましたように、痩せであったりとかですね、また、肥満、また、喫煙などの生活習慣などの面において気づいたということになりましたが、なかなかその時点から助言・指導を行うためには、時を逸してしまっているということもあります。そのため、元気な赤ちゃんを授かるためには、男性、女性に関わらず、妊娠・出産の前から将来に備えて正しい知識をあらかじめ身に付けておくことが必要になりますよという考えが狭義、狭い意味でのプレコンセプションケアの意味するところとなるかと思います。しかしながら、先ほど議員からもこちらもありましたように、WHOでありますとか、また、国立成育医療研究センターでの定義によりますと、こちら単なる母子保健事業の前倒しということにとどまることではなく、よりインクルーシブな考えになっているということが見て取れるところでございます。

例えば、一般的に私たちが健康習慣について考えるという時に、どちらかといいますと中高年になってからの慢性疾患でありますとか、また、その対策を指すというイメージがあるかと思います。しかしながら、実はそうではなくて、人の健康というものは子どもの頃、さらには生まれる前の妊娠・出産期にまで遡って、そういった時からの健康習慣の積み重ねこそが大事であって、子どもを持つ持たないに関わらず、青少年の時期から性であったり健康に対して正しい知識を持って自分たちの考え方がどういう形で将来に向けて考えていくのかという、そういった生活であったり健康に向かい合いながら、人生、今100年といわれておりますけれども、長い人生を豊かなものにしていきましょうというのが現在いわれているところのプレコンセプションケアという言葉の意味するところになるかと思います。

現代社会におきましては、女性の社会進出が進む一方で、晩婚化の影響から、不妊に悩む方も多くなっているというふうにいわれておるところでございます。女性、男性を問わず、若いうちから日々の生活習慣や健康と向き合うプレコンセプションケアにつきましては、妊娠・出産のみならず、人生を豊かに過ごすためにも非常に重要な取り組みであるというふうに認識をしているところでございます。

このようにプレコンセプションケアにつきましては、あらゆるライフステージを包含するとしても幅の広い取り組みとなってございますので、行政としましても数多くの部署での取り組みにわたってくるものとなるのかなというふうには認識をしているところでございますけれども、今回のご質問に対しまして、こども課としましては、主に健やかな妊娠・出産を迎えるための取り組みという視点から、母子保健事業における本町の取り組みなどにつきましてご説明をさせていただければと思います。宜しくお願ひいたします。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。大切な取り組みだということで、今回、こども課

のほうでのやり取りになっておりますけれども、本当に各部署での大切な取り組みになってくるという答弁をいただきました。

それでは、大洗町における現在の不妊治療への助成制度についてお伺いいたします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員のご質問にお答えをいたします。

現在、本町で取り組んでおります母子保健事業のなかにもプレコンセプションケアの内容に当てはまるものが幾つかあるというふうに考えてございます。そのなかから、ただいま質問がありました町の不妊治療に対する助成の概要につきましてご説明をいたします。

本町では、平成26年4月から不妊症治療に対する補助を実施しておりますが、その後、令和4年4月1日より不妊治療が保険適用になったということもございまして、徐々に負担軽減は図られてきているところでございます。しかしながら、依然としましてこの不妊治療を受けられている方につきまして、心身的、更に経済的な負担となっている点が多いというところも事実でございますので、助成の内容を町としまして見直しまして、自己負担分と保険適用対象外の治療分につきまして、継続をして助成のほうを行っているところでございます。

対象となるのは、一つ目としましては、一般不妊治療、また、二つ目としましては、生殖補助医療ということで、体外受精であったり、顎微受精、こういったものが該当になってまいります。また、三つ目としまして、男性不妊治療、以上の三つの項目となってございます。

これらの助成制度につきましては、令和4年4月1日からの治療が対象となっております。ちなみに令和7年度からは県の補助も開始をされているところでございます。

こちらの実績としましては、令和5年度につきましては26件の方がご利用をされまして、6名の方が妊娠につながっているところでございます。また、令和6年度につきましては、3件の方が利用をされましたけれども、妊娠につながった方はいらっしゃいませんでした。

経済的な面での支援を実施することによりまして、不妊治療が徐々に定着しつつあるものの、その反面でさらなる制度の周知を行うことも求められているのかなというふうに実感をしているところでございます。また、大洗町では令和4年4月1日からは不妊症の治療と併せて不育症の治療のほうも実施をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては現在のところ実績ということで上がっている数字はございません。

以上、本町における不妊症及び不育症治療に対する助成につきましてご説明をさせていただきましたけれども、不妊症、この治療につきましても、やはり妊娠・出産を希望するにあたりましては、まず健康的な体でいることが大切ということになってございます。思春期などの若い年代から自分自身を、また、パートナーにつきまして、妊娠・出産を含めた心と体の健康に関しまして、正しい知識を持っていただくことで、より質の高い生活でありますとか人生設計を実現するためにも、プレコンセプションケアは必要なものであるという認識でおりますので、不妊症および不育症の治療に対する支援につきましても、町としまして引き続き普及啓発を行ってまいります。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。不妊症および不育症治療の支援事業のさらなる普及啓発をしていくとの答弁をいただきましたので、是非宜しくお願ひいたします。

次に、現在行われている事業についてお伺いいたします。

町では、町内の小・中学生を対象とした「命の授業」を実施していると伺いました。その内容は、どのようなものなのでしょうか。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 再度の議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどご説明をさせていただきました不妊症および不育症の治療に対する助成事業とともに、こども課の取り組みの一つであります「命の授業」につきましてご説明を申し上げます。

この命の授業につきましては、平成24年度から実施をしているものでございます。対象となりましののは、町内の小・中学生となってございます。令和6年度の実績数としましては、大洗小学校の5年生と南小学校の4年生、第一中学校と南中学校の2年生を対象に実施をさせていただきまして、参加者につきましては、小学生が99名、中学生が105名でございました。

こちらの事業の内容としましては、助産師による講話、映像での説明、さらには妊婦体験スーツの着用などを行っておるところでございます。

また、事業の効果としましては、終了後に実施をしておりますアンケート結果からも、生徒の自己肯定感が高まっていることがうかがえます。また、保護者参加により、取り組みの内容が保護者とも共有をできて良かったという点も挙げられているところでございます。

事業を進める上で助産師と学校との日程調整が難しいということなどが課題となっておりますので、こういったところは今後も注意しながら進めていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

このように、命の授業につきましても、思春期のお子さんが自分たちがどのようにして生まれてきたのか、また、誰もが両親から望まれて生を受けた特別な存在であるということを助産師から講話を通じて感じてもらって、自己肯定感を高めることを目的とするものでございますけれども、併せて、自らの将来が希望に満ちあふれたものであるということを実感していただくとともに、自分たちも将来、子どもを持ちたいというそういう思いにつながる取り組みであるというふうに考えているところでございます。そういう意味におきましても、プレコンセプションケアの理念とつながるものでございますので、今後も引き続き本町の事業として継続をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 町が取り組む子どもたちへの大切な事業について説明いただきました。改めて、子どもたちの心と体の成長のための大切な取り組みだと感じました。

続きまして、先ほどのデータにもございましたけれども、風しんや子宮頸がんワクチン接種状況を見ても、知識不足から接種が伸びていない実態がうかがえます。プレコンセプションケアについても正しい知識の周知が必要と考えますが、町としてどのように普及啓発していくのかお伺いいた

します。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員の再度のご質問にお答えをいたします。

プレコンセプションケアに関する具体的な普及啓発につきましてですけれども、妊娠を望んでいる女性だけではなく、男女問わず思春期以降の若者の健康を支える取り組みでございますので、家族や地域社会、あるいは事業所に向けても広く啓発をすることが重要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

プレコンセプションケアにつきましては、内容の理解以前に、先ほど議員からもございましたように、言葉そのものの認知度がまだまだ低い状況にございます。その部分をいかに周知していくかというところが一番の課題であるのかなというふうに考えているところでございます。そのためには、町の公式ホームページでありますとか、町のSNSを活用しまして、プレコンセプションケアの目的でありますとか、基本的な取り組みとともに、国立成育医療研究センターのホームページに掲載をされておりますプレコンチェックシートでありますとか、またプレコンノート、こういったところで自分の健康状態であったりとか、将来に向けてのどういった形で体を健康体であるような形で継続をさせていくかというのが簡単にチェックができるようなシートがございますので、そういうもののご紹介をさせていただきながら、全体的にプレコンセプションケアがどういうものなのかという点をご紹介をさせていただいて普及啓発に努めさせていただきたいと考えております。

それと同時に、若い世代は、ともすればSNSでありますとか友だち間のうわさ話などを安易に信用してしまうような傾向もあるというところもありますので、曖昧で不確実な情報を鵜呑みにすることがないよう、メディアリテラシーを高める働きかけなども併せて行っていくことも必要なのかなというふうに考えておりますので、そういうところも含めまして継続的に周知を行うなど、正確な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。ただいま、家族や地域社会、あるいは事業者向けても、広く啓発していくことが必要だととの答弁をいただきました。町のホームページやSNSを活用して普及啓発に取り組んでいただきながら、是非進めていただきたいと思います。

県内では、既に14の自治体がホームページ上で周知されているようです。町民への意識啓発が進むよう、是非お願いいいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

プレコンセプションケアの推進を図っていく上で、ヘルスリテラシーを高める取り組みも重要と考えます。プレコンセプションケア推進5カ年計画が示され、今後、地方版の推進計画を策定する必要性も考慮されるなか、より取り組みを浸透させていくためには、町としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 議員の再度のご質問にお答えをいたします。

議員からも今ご説明がありましたように、日本の若者の場合、男性、女性を問わずに、健康に関する情報を入手をしまして、正しく理解、活用する能力、いわゆるヘルスリテラシーが諸外国と比べて低いというふうにいわれているところでございます。

そのため、このヘルスリテラシーを高める働きかけを通じまして、病気の予防でありますとか、早期発見、さらには適切な医療の選択、健康寿命の延伸につながる気づきなどを、そういった働きかけを強めていく必要があるというふうにいわれているところでございます。また、性教育ですか、こちらにつきましても、諸外国に比べて非常に遅れているというふうにいわれているところでございます。こちらにつきましても、正しい知識であったりとか、また、相談体制の整備を進めていくことが必要でございますので、そういった意味からもヘルスリテラシーでありますとか、性教育も包含する形でのプレコンセプションケアのより一層の充実が図られているというふうに認識をしているところでございます。プレコンセプションケアにつきましては、対象となる方が住んでいる場所でありますとか、職業、年齢、性別にとらわれることのないよう、普遍的な理念の下に推進をされるべきであると考えますので、個々の市町村単位での取り組みにとどまる性質のものではなく、一定の圏域、また、更に申し上げれば、国民全体に共通する健康意識向上のための大きな取り組みであるというふうに考えるところでございます。

しかしながら、若者のウェルビーイングを実現するためにもプレコンセプションケアに関する正しい知識の普及啓発に努めることは、自治体にとりましても重要な課題となってございますので、その効果的な普及啓発につきまして、こども課としましても、国や県、近隣の市町村の動向などを注視しながら引き続き研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。対象となる方が住んでいる場所や地域、職業、年齢、性別にとらわれることなく、普遍的に推進されるべきとのご答弁だったかと思います。是非本町でも遅れることなく進めていただきたいと思ってます。

最後の質問になります。先進的な取り組みとして笠間市では、笠間市立病院で行っているプレコンセプションケア外来での検診料の一部を市が負担する事業を行っています。事業開始当初は笠間市立病院のみ対象と医療機関だったようですが、更に活用しやすくするため、現在ではプレコンセプションケアを実施している県内産婦人科でも実施対象の医療機関になっているようです。そして、その助成事業の紹介リーフを成人式や婚姻届時に手渡しし、若い世代の健康に対する意識啓発を図っています。若い世代への健康意識を向上させるため、プレコンセプションケアについて、町として検査費用の助成を行う考えはないかお伺いいたします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 再度のご質問にお答えをいたします。

先ほど広報等の在り方につきましてご答弁させていただきましたけれども、プレコンセプションケアにつきましては、まずその言葉を認知していただくための周知啓発を行うことと併せて、大洗でありますと、こども家庭センター「ほっと」での相談体制を整えてまいりたいと考えております。

ます。

その際、必要に応じまして町で実施をしております不妊症でありますとか不育症につきましての助成制度でありますとか、また、伴走型の相談支援体制などにつきましてご案内をさせていただきたいと考えております。その上で、その次の段階としまして、プレコンセプションケアの求めに応じた助成制度の必要性などにつきましても、近隣の市町村の取り組み状況でありますとか、国・県の動向を注視しながら、検査項目でありますとか実施方法につきましても研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。こどもセンター「ほっと」での相談体制の整備を更に充実していくとの答弁をいただきました。若い世代の皆さんのが健康についての知識を深めることは、自身の可能性を広げることになるでしょう。今後、是非関係部署と連携しながら取り組みを進めていただきたいと考えております。

ただいま担当課長から大事な取り組みですという、何度も何度も答弁をいただきましたが、町長のお考えをお伺いいたします。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 柴田議員からは、一人一人の命や健康を大切にする施策の推進について、有り難いご質問、ご提言をいただきまして本当にありがとうございます。

まず、こども誰でも通園制度でありますけども、これにつきましては、やはり制度あって利用無しでは、これはとにかく本末転倒になってしまいますし、また、せっかくこういう制度があるということが皆さんに伝わらないがゆえにこの制度の利用が進まないということも、これもまた本末転倒でありますので、私どもででき得る限りの広報をしてまいりたいと思っております。幸いにしてこども課創設以来、我が町の特性でありますけども、非常に住民の皆さんとは密接な関係にある。特に対象とする方々、小さい自治体ならではということもありますけども、より以上に、逆に言えば弱みであり、脆弱性でありますけども、それを強みに変えるならば、例えば先ほども実数申し上げましたけども、50人とか60人とかしか今、年間に出生数がありませんので、逆に言えばそれだけの方々とはもう緊密な関係を築いておりますから、その対象者に対して直接お伝えすることができるという、そういう強みもございますから、お一人お一人に対してこうした制度がありますよということを伝えてまいりたいと思っております。

その階段として、国のはうの流れを注視しながら、まずはその制度創設理念をしっかりと我々が、いわゆる担当課を中心として理念をしっかりとわかっていないと、これ施策を進めることはできませんから、こうした制度創設理念、そして、どういう制度なのか、また、課題は何であるのかということも抽出をして、その解決を図りながらまず制度構築をしていくことが大事だというふうに思っておりますので、私どもこうした視点に立って前へ進めてまいりたいと思っております。

ただ一点、担当課長からも申し上げましたけども、私もいろいろこの制度にあたって文言読ませていただいて、一つ誤解があるかな、これは絶対に誤解があつてはならないというか、皆さん方に

不安を抱かせてはいけないということは、すなわちこの今3制度、これからできるということ。一つは保育所としてこれまでどおり受け入れをするということ。それから一時保育制度、それからこのこども誰でも通園制度ができるということですが、何かこのこども誰でも通園制度の理念として、子どもに焦点を当てていると。こどもファーストでいきますよということで、ほかのこの二つの制度は、親を中心とした制度みたいなことを言われております。そういうふうに言われているというか、そういうふうに取られがちでありますので、これはサービス提供は、もうどの子どもさんに対しても同じでありますので、そこは誤解がなきようにお伝えをしていきたいと。ですから、これは少し私見になりますけども、保育制度というのは基本的に親の態様であるとか家庭の現状であるとかそういうことに鑑みて、例えば仕事をしなければならないから子どもを社会全体で見ていくよということが、この制度の創設の理念だというふうに思っておりますけども、本来は今これだけ少子化がいわれていて、子育て環境どんどん充実させていくことですから、保育所の一番最初の理念を取っぱらって、誰でももう保育所来ていいですよということをやりたいんだけども、なかなかそこへ至らないということで、苦肉の策で何かこういう名目をつけてやったのかなって、そう思ってる部分もあって、だからこそこの差異をつけずに誰でも安心して預けられる環境をつくっていくというのが我々に与えられた責務だということを再認識して、改めてそうした視点に立って、しっかりと事業を進めてまいりたいというふうに思っております。ただ問題は、月に10時間しかこの制度を利用できないということ、それから、対象者も限られるということあります。ただ、先ほど来から申し上げておりますように、我が町の対象者というのは、これ一時保育で見ても、あまりこの利用がないことがあります。例えば0歳6ヶ月から3歳未満児、乳幼児ということになりますと、親としてはむしろそういうところへ預けるよりは自分で見たほうがいいやと、不安に思って預けられないという方に対しては十分な説明をして、そういう不安を解消して、できるだけ預けていただいて、いわゆるこの社会に慣れていただくという環境の提供があるよということを皆さん方に知っていただいて、それがうまく合致するような推進を私ども図る、そういう責任がありますので、そこは忘れずに進めてまいりたいというふうに思っております。

何よりも一番危惧されることは、例えば保育所の皆さん方、それぞれの保育所、先ほど担当課長が申し上げましたように、我が町であるならば1園がこの対象園として名乗りをあげてくれれば、十分にその補完できるだらうという、担保できるだらうという前提に立ちますけども、一番課題として残ることは、これ一時保育も同じですけども、その子どもさんの特性といいますか、例えばアレルギーであるとか、何かその性質的な特性であるとか、何かそういうものをやはり一時的に1時間とか2時間預かる前に、どれだけその情報を保育所に伝えて、保育士さん方がそれを認識した上で自育にあたることができるかということだらうというふうに思っておりますので、当然このアレルギーがあつたり、いろんな何かそこでこういうこと、どっちかしたら人と接触することがあまりにも苦手だとか、そういう子どもさんの特性知らずして受け入れることでのむしろ反作用みたいなことが現れては元も子もなくなってしまいますので、そこもどういうふうにしていくことが果たしてその最大化、いわゆる利益の最大化と申しますか、利用している皆さん方の、すなわち求めの最大化に

つながるかということも十分に検証する必要性がありますので、やはりこの三位一体となって、すなわち利用者、そして我々行政、更には現場の皆さんとの三位一体となつた、胸襟を開いた協議が十分になされることが前提となつてまいりますので、そうした視点に立つて前向きに進めてまいりたいというふうに思つております。

次に、このプレコンセプションケアであります、恥ずかしながらであります、私も今日までこれを、この言葉自体を知りませんでした。ただ、手をあぐねていたわけじやなくて、私自身も例えは健康診断しているとか、命の大切さであるとか、健康の維持の重要性というのは十分に認識をして、これはもう私だけに限らず議員の皆さんも、職員も、それから町民の皆さん方もわかっていることだと思っております。ただ、これはどうしても健康というのは、病になつて初めてこの健康、当たり前のことがいかに大切かということを感じるところでありますし、また、なかなかやろうと思つてももう少したつたらやろう、こうしてやろうということになりますし、また、いろいろなこの世の中全体の不幸な事象というのは、自分は該当しないだらうってそういうこの思いがちでありますから、決してそうではなくて、簡単に言えばこのプレコンセプションケアであります、もうそういう不幸な事象も全て含めて確立ではありますけども、自分ももしかしたら該当するかもわからないという、そういうことを十分に認識していただいて、誰もが対象者だよということを認識していただいて健康管理にあたるとか、さらには将来的なことも踏まえた上で命の大切さを皆さんに勉強していただくとか、そういうことをする必要性があると。これは十分に担当課長、先ほど議員が言われるように、何回もこの重要性について答弁していただいたというようなお褒めの言葉をいただきましたので、お褒めというか期待の言葉をいただきましたので、私もそういう認識に立つて進めてまいりたいと思います。

一つの方法としては、当然これ、学校教育でやるということが大事でありますので、そこは繰り返しにわたつて進めていくということ。それから、じやあ一般の町民の皆さんに対してどのように進めていくかということですが、一つ事例を考えましたら、例えはこれだけ猛暑になつても高齢者の皆さんの中ではエアコンを使わないと、設置されていても使わないと。電気料が非常に高騰しているということも要因としては指摘できるのかもわかりませんが、より以上に、やはり高齢者の皆さん、半世紀以上、例えは、半世紀というか、もう100年近くこの厳しい困難な時代を生き抜かれている方々は、今までもやってこれたんだから大丈夫だらうってこう、そういう視点に立つて日々の生活を進めておりますので、そういう方々にもやはりそうではないんだよと、やはり熱中症というのは、外へ出なくとも家の中でも起こることだつていうこと、そういうことを伝える必要性がありますし、先ほど担当課長から申し上げましたし、議員からもご指摘がありました、すなわちヘルスリテラシーと申しますか、これについてもどうなんでしょうか、真実は一つでありますけども、一つか二つかあるのかもわかりませんが、事象によつては幾つかありますけども、しかし、どうしてもこれが伝わりにくいうような現状、かつて、みのもんたさんの番組でしたか、何かこの朝、放映されると、ニラが無くなつてしまつたりとか、タマネギが無くなつたりするとか、何か食べるといいよというと、もうスーパーで一斉にそういうものが無くなるという事象が起きましたけど、果たし

てそれが本当に正しいのかということでいくと、何かいくつか、何通りもあって、例えばコロナワクチンも、いまだにこのワクチンやると大変なことになるよっていう、そういう方々の見解もありますし、それは専門家の皆さんとか素人を問わずにありますので、本当に何が正しいのかということをしっかりと見極める目線というのが非常に重要になってきますので、そういう真実を上手に伝えるということが我々行政に与えられた役割でありますので、専門家の皆さん方と協議しながら、いろんなこのサプリメントなんかもあって、私も好きであっち飲んだりこっち飲んだりしますが、本当に効いているかどうかもわかりませんけども、これだけ健康なんだからお前は十分に効いてるだろうって、こうよく言われますけども、果たしてそういうこと抜きにしても、本当に何が正しいのかって、この真実をしっかりとお伝えをして、そして皆さん方が健康になれるような環境をつくるということは行政に与えられた住民の生命と財産を守るというそういうこの最大の目的であり、最大の責務であり、そしてその役割のなかで私どもが、みんなが幸せにつながるということがいわゆる目標でありますので、しっかりとこれは進めていきます。

ただ、問題はこのプレコンセプションケアということを伝えるというよりは、みんなもうこのことの重要性というのは説明していくば説明書きの中はみんな認識されておりますので、何かいろんな言葉が、例えば今私が申し上げたメディアリテラシーならぬそのヘルスリテラシーなんていいうのも、こういう言葉覚えることで何か疲れてしましますんで、あくまでも言葉は手段ですから、最終目的は何なのかということをお伝えして、繰り返しになりますけども、事実をしっかりと皆さん方にご認識をいただくような、そんな環境づくりに邁進をしていきたいと思います。これは一朝一夕に成り立つ話ではありませんから、時間をかけて大事なこととして進めていくことをここでお約束をしていきたいと思っております。

そして最後になりますけども、笠間市の事例を挙げていただきました。大変有り難く思っております。この笠間市の事例につきましても、もう少し検証して、我が町で合った独自のものというのももしかしたらそこから気づきや学びとして見出すことができるかわからませんので、そこもしっかりと検証を進めた上で私どもの町に合ったような、そんな施策の推進を、また議員ともども形作つていければ本当にいいなというふうに感じましたので、そこもまた改めてご指導をいただければと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 今後、是非取り組みを進めていただきたいと要望し、私の質問を終わりにします。本日はありがとうございました。

○飯田議長 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎休会の件

○飯田議長 日程第3、休会の件についてお諮りいたします。明日4日から10日までを常任委員会審査のため、休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、明日4日から10日までを休会とすることを決しました。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月11日午前9時30分から行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後0時32分

